

令和元年度（平成31年度）

情報公開・個人情報保護制度
運用状況報告書

川 口 市

目 次

I 情報公開制度

1 情報公開制度について	1
2 情報公開制度の運用状況	4
(1) 情報公開請求・申出の処理状況	4
・実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数	4
・課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況	5
・情報公開制度請求内容一覧	6
・情報公開請求・申出者の内訳	19
(2) 非公開決定等の理由	19

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について	20
2 個人情報保護制度の運用状況	23
(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況	23
・実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数	23
・課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況	24
・保有個人情報開示請求内容一覧	25
(2) 不開示決定等の理由	29
(3) 個人情報取扱業務の登録状況	30
(4) 保有個人情報の目的外利用等の状況	57

III 情報公開・個人情報保護等審査会

1 情報公開・個人情報保護等審査会について	67
(1) 審査会の目的	67
(2) 審査会の委員	67
2 審査会の開催状況	67
3 審査請求の状況	69
4 審査会の答申	69

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について	106
(1) 審議会の目的	106
(2) 審議会の委員	106
2 審議会の開催状況	107
3 審議会の答申	107

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について	111
2 附属機関等の会議の公開状況	111

VI 資料

・川口市情報公開条例	115
・川口市個人情報保護条例	126
・川口市附属機関等の会議公開に関する要綱	144
・情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況	147

I 情報公開制度

1 情報公開制度について

(1) 目的

市民の行政情報に関する公開を求める権利を明らかにするとともに、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 請求対象公文書

請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録）であって、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの。
- イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(4) 公文書の公開請求をできる人

公開請求ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- カ ア～オに掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(5) 公文書の公開義務と非公開情報

実施機関は、公開請求があったときは、その公文書に次の非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に公文書を公開する義務を負っています。

※ 非公開情報

実施機関が保有する情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、法人等の権利利益を害するおそれのあるもの、公共の利益を損なうおそれのあるもの等があります。このような情報を非公開情報といい、次の8項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 個人識別符号

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字等であって、特定の個人を識別できるもの又は個人に割り当てられた番号等で特定の個人を識別できるもの

エ 法人等に関する情報

法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの又は任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、法人等との協力関係や信頼関係を著しく損なうと認められるもの

オ 公共の安全と秩序の維持に関する情報

公にすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護やその他の公共の安全と秩序に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

カ 審議、検討、協議に関する情報

市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

キ 事務又は事業に関する情報

市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ク 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公にすることにより、国等との間の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(6) 公開決定等の期限

公開・非公開の決定は、公開請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内に行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

(7) 審査請求

実施機関は、決定又は不作為について審査請求があり、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問したときは、その答申を尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をします。

(8) 公文書の任意的公開

実施機関は、条例施行日（平成13年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めなければなりません。

(9) 情報提供の推進

実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、市政に関する正確でわかりやすい情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

2 情報公開制度の運用状況

(1) 情報公開請求・申出の処理状況

令和元年度の情報公開条例に基づく請求・申出件数は138件で、その対象として処理した件数・公文書数は148件・296文書でした。その決定内容の内訳としては、全部公開したものは32件・55文書、一部を公開したものは107件・241文書、非公開としたものは0件、取下げは9件でした。対象文書数に対する部分公開を含めた公開率は、100%でした。

また、実施機関別の対象文書数は、市長が202文書、教育委員会が75文書、上下水道事業管理者が15文書、病院事業管理者が2文書、議会が2文書でした。(表-1)

なお、課別の受付及び処理状況は表-2、その請求内容等については表-3、請求者の区分別件数については表-4のとおりです。

表-1 実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数

実施機関	区分	受付 件数	処理件数											
			取下げ 件数	決定件数										
				決定内容								非公開		
				公開		部分公開		非公開情報 に該当		文書不存在	存否応答 拒否			
件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	件数					
市長	請求	84	92	1	91	173	23	42	68	131	0	0	0	0
	申出	29	29	1	28	29	0	0	28	29	0	0	0	0
	小計	113	121	2	119	202	23	42	96	160	0	0	0	0
教育委員会	請求	10	10	5	5	74	0	0	5	74	0	0	0	0
	申出	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	小計	11	11	5	6	75	1	1	5	74	0	0	0	0
選挙管理 委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産 評価審査 委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道 事業管理者	請求	8	10	0	10	15	8	12	2	3	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	8	10	0	10	15	8	12	2	3	0	0	0	0
病院事業 管理者	請求	3	3	1	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3	3	1	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0
議会	請求	3	3	1	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3	3	1	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0
合計		138	148	9	139	296	32	55	107	241	0	0	0	0

表－２ 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

実施機関名		処理件数	対象文書数	請 求						申 出							
				公 開		部分公開		非公開		取下げ	公 開		部分公開		非公開		取下げ
				処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数
市 長	検査室	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管財課	3	14	1	1	2	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産税課	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	協働推進課	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通安全対策課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉総務課	1	10	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害福祉課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子ども育成課	1	14	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育運営課	2	7	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育入所課	3	8	0	0	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管理課	2	5	1	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	疾病対策課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活衛生課	7	14	2	10	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	環境総務課	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業廃棄物対策課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収集業務課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	戸塚環境センター	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路維持課	5	8	4	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路建設課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建築課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気設備課	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画管理課	4	16	2	2	2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
開発審査課	2	5	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建築安全課	70	72	2	2	40	41	0	0	0	0	0	28	29	0	0	0	
公園課	3	3	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
街路事業課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	121	202	23	42	68	131	0	0	1	0	0	28	29	0	0	1	
実施機関名		処理件数	対象文書数	請 求						申 出							
				公 開		部分公開		非公開		取下げ	公 開		部分公開		非公開		取下げ
				処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数
教育委員会	教育総務課	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
	庶務課	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	学務課	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	指導課	3	22	0	0	2	22	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	学校保健課	2	51	0	0	2	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	11	75	0	0	5	74	0	0	5	1	1	0	0	0	0	0	
上下水道事業管理者	上下水道建設課	4	8	3	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道建設課	4	5	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道維持課	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	医療センター病院総務課	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	医療センター管理課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	議会総務課	3	2	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
小 計	16	19	8	12	6	7	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	148	296	31	54	79	212	0	0	8	1	1	28	29	0	0	1	

※処理件数とは、令和元年度中に受付をし、担当課が公開・部分公開・非公開決定処理及び取下げ処理を行った件数です。
同一処分に複数の決定処理が含まれている場合があります。
(対象)文書数とは決定処理の対象となった決裁数です。

※請求とは平成13年4月1日以降に作成又は取得した公文書を請求権者が請求することです。
申出とは平成13年4月1日より前に作成又は取得した公文書を請求権者が請求することです。

表-3 情報公開制度請求内容一覧

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
1	市長 検査室	88	R1.12.2	請求	5条2号	〇〇〇〇株式会社に関する事項が記載された文書	2	R2.1.8	部分公開	7条2号	添付資料、要望書の内容	
2	市長 管財課	1	H31.4.8	請求	5条1号	平成31年度契約 本庁舎清掃業務委託 見積書又は入札記録書	1	H31.4.25	公開			
3	市長 管財課	33	R1.6.10	請求	5条2号	㈱セイビ埼玉が受託している事業のうち下記の文書 ・平成30年度、31年度庁舎清掃業務委託・・・契約書、仕様書、業務委託契約細目、その他付属文書 ・平成30年度、31年度庁舎清掃業務委託の業者決定に関する過程と結果が分かる文書・・・契約執行伺文書、委託等審査依頼書、審査結果通知書、指名業者選考記録書、予定価格、積算書及び積算内訳書、入札記録書 ・平成30年度、31年度庁舎清掃業務委託に関する予算関係文書・・・当初歳出予算要求書、事業者から徴収した参考見積書、予算積算の根拠となる「直接人件費」「間接人件費」「直接事業費」「間接事業費」「管理費」等の詳細の内訳が分かる文書、陣配置基準又は積算根拠とされてきた基準が分かる文書 ・平成30年度庁舎清掃業務委託に関する委託料の支払額等に関する文書・・・委託料支払額の実績、支払額に変更があった場合それが分かる文書	12	R1.7.2	部分公開	7条2号 7条4号 7条7号	個人名、個人の印影、法人の印影、予定価格、積算内訳書等	
4	市長 管財課	119	R2.3.5	請求	5条6号	土地の払い下げに係る契約書(青木〇丁目〇-〇)	1	R2.3.19	部分公開	7条2号	個人の印影	
5	市長 固定資産税課	22	R1.5.22	請求	5条6号	川口市の地番が載った図面(公図、地籍図、地番参考(現況)図等、図面種類・精度は問わない)で、平成30年中の登記異動修正済の、電磁的記録。ただし、電磁的記録が存在しない場合は電磁的記録でないものも含む	1	日程調整中	公開			
6	市長 固定資産税課	23	R1.5.22	請求	5条6号	地方税法第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登録されている部分又は情報 又は、川口市内の登記されている土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建物名称・新築年月日の情報	2	日程調整中	公開			
7	市長 固定資産税課	79	R1.11.18	請求	5条6号	固定資産標準宅地(標準宅地番号:03090、所在:前川1-1-5外)の平成29年1月1日を価格時点とする鑑定評価書および標準宅地調査書、価格算定補足資料等付随する資料一式	1	R1.12.9	部分公開	7条2号 7条4号	取引事例に関する情報(地籍部分)、法人の印影、標準宅地の所有者名	
8	市長 協働推進課	36	R1.6.13	請求	5条1号	外国人市民相談について相談者件数はどういったものになっているか	5	日程調整中	公開			
9	市長 交通安全対策課	1	H31.4.8	請求	5条1号	平成31年度契約 自転車駐車場等管理委託(戸塚・東川口・東川口地下自転車駐車場) 見積書又は入札記録書	1	H31.4.25	部分公開	7条7号	最低制限価格	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
10	市長 福祉総務課	34	R1.6.10	請求	5条2号	㈱セイビ埼玉が受託している事業のうち下記の文書 ・平成30年度、31年度庁舎清掃業務委託…契約書、仕様書、業務委託契約細目、その他付属文書 ・平成30年度、31年度庁舎清掃業務委託の業者決定に関する過程と結果が分かる文書…契約執行伺文書、委託等審査依頼書、審査結果通知書、指名業者選考記録書、予定価格、積算書及び積算内訳書、入札記録書 ・平成30年度、31年度庁舎清掃業務委託に関する予算関係文書…当初歳出予算要求書、事業者から徴収した参考見積書、予算積算の根拠となる「直接人件費」「間接人件費」「直接事業費」「間接事業費」「管理費」等の詳細の内訳が分かる文書、陣配置基準又は積算根拠とされてきた基準が分かる文書 ・平成30年度庁舎清掃業務委託に関する委託料の支払額等に関する文書…委託料支払額の実績、支払額に変更があった場合それが分かる文書	10	R1.7.2	部分公開	7条2号 7条4号 7条7号	個人名、個人の印影、法人の印影、予定価格、積算内訳書等	
11	市長 障害福祉課	10	H31.4.26	請求	5条6号	川社障発第1999号平成31年1月11日障害福祉サービスの運営等に係る報告についてに関する報告内容	1	R1.5.31	公開			
12	市長 子ども育成課	56	R1.8.26	請求	5条2号	川口市が行う生活困窮者世帯を対象とする子どもの学習支援事業に関する次の文書 1 平成30年度分の、川口市生活困窮者学習支援事業に関する業務委託契約書、生活困窮者学習支援業務委託仕様書、同特記仕様書、及びそれぞれについて添付書類一式 2 平成30年度分の、同上記業務委託契約に基づき受託事業者が川口市に提出する月次完了報告(毎月行う事業結果を報告したものの)兼確認書及び添付書類一式 3 受託事業者から平成30年度分の事業全般につき、まとめて報告された総括的報告書があれば、その報告書及び添付書類一式	14	R1.9.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人の印影、学習教室の開催場所	
13	市長 保育運営課	1	H31.4.8	請求	5条1号	平成31年度契約 保育所清掃用務委託 見積書又は入札記録書	1	H31.4.25	部分公開	7条7号	最低制限価格	
14	市長 保育運営課	32	R1.6.10	請求	5条2号	平成30年度、31年度保育所清掃業務委託…契約書、仕様書、業務委託契約細目、その他付属文書 保育所清掃業務委託に関する予算関係文書…平成30年度、31年度の当初歳出予算要求書、平成30年度、31年度の予算要求時に事業者から徴収した参考見積書、予算積算の根拠となる詳細の内訳がわかる文書、業務従事者数の配置基準又は予定配置人員がわかる文書 平成30年度の保育所清掃業務委託に関する委託料の支払額等について…清掃従業員の配置予定数及び実際に支払われた委託料についての基準や実績がわかる文書	6	R1.7.2	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、個人の印影、法人の印影、予定価格、最低制限価格	
15	市長 保育入所課	1	H31.4.8	請求	5条1号	平成31年度契約 保育所給食委託 契約書(委託費記載ページのみ)、見積書	2	H31.4.25	部分公開	7条4号	法人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
16	市長 保育入所課	32	R1.6.10	請求	5条2号	平成30年度、31年度保育所給食業務委託…契約書、仕様書、業務委託契約細目、その他付属文書 平成29年度保育所給食業務委託の業者決定に関する過程と結果が分かる文書…契約執行伺文書、委託等審査依頼書、審査結果通知書、指名業者選考記録書、予定価格、見積書、見積内訳書、見積合せ記録書 保育所給食業務委託に関する予算関係文書…平成30年度、31年度の当初歳出予算要求書、平成30年度、31年度の予算要求時に事業者から徴収した参考見積書、予算積算の根拠となる詳細の内訳がわかる文書、調理員の配置基準又は予定配置人員がわかる文書 平成30年度の保育所給食業務委託に関する委託料の支払額及び食数結果等について…食数の実績数のわかる文書及び実際に支払われた委託料についての基準や実績がわかる文書	5	R1.7.2	部分公開	7条4号	法人の印影	
17	市長 保育入所課	61	R1.9.6	請求	5条6号	平成〇年〇月〇日の日時に発生した保育施設重大事故の報告書	1	R2.10.7	部分公開	7条2号 7条4号	年齢、既往症、施設名、住所、認可年月日、設置者、代表者名、保育園の面積	
18	市長 管理課	43	R1.6.28	請求	5条1号	〇〇〇〇の異物混入に関する報告書、指導記録	1	R1.7.11	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、法人の印影	
19	市長 管理課	50	R1.7.31	請求	5条6号	医薬品店舗販売業、医薬品配置販売業、医薬品卸売販売業、毒劇物販売業、病院、診療所、歯科診療所、施術所、薬局の事業者及び過去365日に提出された廃業した事業者の情報	4	R2.1.6	公開			
20	市長 疾病対策課	95	R1.12.23	請求	5条1号	〇〇〇〇に係る 感染症患者等発生書 レジオネラ症調査書	1	R2.1.8	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、医師名、受診機関名、患者との関係名、現病歴、既往歴、施設利用日、利用施設名、施設所在地、利用した風呂の種類	
21	市長 疾病対策課	97	R2.1.9	請求	5条1号	川口市立医療センターから届出のあった令和元年11月22日付レジオネラ症発生届	1	R2.1.28	部分公開	7条2号	個人名、性別、生年月日、年齢、職業、住所、電話番号、NESID ID	
22	市長 生活衛生課	13	R1.5.9	請求	5条6号	墓地等工事着手届(平成30年10月12日提出)(〇〇〇〇に係るもの)	1	R1.5.22	部分公開	7条4号	法人の印影	
23	市長 生活衛生課	16	R1.5.10	請求	5条3号	〇〇〇〇が平成21年5月12日付けで川口市長あてに提出した墓地等変更届に添付した変更後の墓数及びその配置を示した図面	1	R1.5.24	公開			
24	市長 生活衛生課	40	R1.6.25	請求	5条2号	墓地台帳 〇〇〇〇に係わる令和元年6月25日現在において、記載されているすべての事項	1	R1.7.18	部分公開	7条2号	個人の印影	
25	市長 生活衛生課	51	R1.7.31	請求	5条6号	・第一種動物取扱業、第二種動物取扱業、美容所、理容所、クリーニング所、旅館業、興行場、公衆浴場の事業者の一覧及び過去365日に提出された廃業した事業者の一覧 ・食品営業の事業者の一覧及び過去365日に提出された廃業した事業者の一覧	9	R2.1.6	公開			
26	市長 生活衛生課	78	R1.11.11	申出	5条1号	川口市保健所が、平成11年3月4日、〇〇〇〇に対する墓地経営許可書を、当時の住職代表役員に交付した際に、受領した受領書			取下げ			請求者の申出による取下げ

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
27	市長 生活衛生課	94	R1.12.19	請求	5条6号	〇〇〇〇に係るクリーニング営業廃止届一式	1	R2.1.9	部分公開	7条4号	法人の印影	
28	市長 生活衛生課	117	R2.2.21	請求	5条6号	〇〇〇〇のクリーニング業(一般)に関する ①確認年月日②廃止年月日③ドライ機の有無④使用薬剤がわかる書類	1	R2.3.9	部分公開	7条2号	生年月日、本籍、住所、免許番号、免許年月日、廃止理由	
29	市長 環境総務課	114	R2.2.18	請求	5条1号	・生ごみ処理機の補助金、開始から年度毎の台数、金額 ・生ごみ処理機の活用状況の調査、実施しているならその報告書	1	R2.3.4	公開			
30	市長 環境総務課	122	R2.3.5	請求	5条1号	生ごみ処理容器等の利用状況調査 平成22～26年度分	1	R2.3.18	公開			
31	市長 産業廃棄物対策課	89	R1.12.2	請求	5条2号	〇〇〇〇株式会社に関する事項が記載された文書	1	R2.1.8	部分公開	7条2号	添付資料、要望書の内容	
32	市長 収集業務課	129	R2.3.9	請求	5条1号	芝樋ノ爪2-3-2のゴミステーションの移動に関する書類						請求者の申出による取下げ
33	市長 戸塚環境センター	1	H31.4.8	請求	5条1号	平成31年度契約 戸塚環境センター西棟清掃委託見積書又は入札記録書 戸塚環境センター東棟清掃委託見積書又は入札記録書 厚生会館清掃委託 見積書又は入札記録書	3	H31.4.25	公開			
34	市長 道路維持課	7	H31.4.24	請求	5条6号	幹線第76号線舗装改修工事(平成29年度)	1	R1.5.22	公開			
35	市長 道路維持課	12	R1.5.8	請求	5条6号	下記の市道路線にかかる、供用開始の告示文書と道路形状の分かる平面図 1 青木第358-1号線 2 安行第128-1号線 3 鳩ヶ谷第177-1号線 4 神根第84-3号線 5 神根第309-1号線 6 神根第316-2号線 7 神根第385-4号線 8 神根第400-1号線 9 安行第310-2号線 10 安行第366-2号線 11 芝第282-1号線 12 安行第197-5号線 13 神根第273-1号線 14 神根第273-2号線 15 安行第464-1号線 16 戸塚第2-2号線 17 鳩ヶ谷第750-1号線	4	R1.7.8	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人の印影	
36	市長 道路維持課	107	R2.1.22	請求	5条2号	令和元年9月5日閉札 中央第39号線舗装補修工事の金入り設計書、交通誘導警備員算出根拠書、見積単価を採用の際は見積採用根拠書	1	R2.2.17	公開			
37	市長 道路維持課	123	R2.3.6	請求	5条2号	平成28年10月25日、川口市と国の間で締結された川口地区高規格堤防整備事業における区画割道路に関する確認書	1	R2.3.31	公開			
38	市長 道路維持課	135	R2.3.17	請求	5条2号	令和元年度幹線第63号線側溝清掃業務委託設計書(金額入り)一式	1	日程調整中	公開			
39	市長 道路建設課	71	R1.9.27	請求	5条1号	「戸塚第165号線道路工事改良工事」に関する金入り設計書一式 公開日 令和元年7月26日	1	R1.10.16	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
40	市長 建築課	131	R2.3.9	請求	5条6号	案件番号:4311000591 消防局外壁補修工事(東面) 上記1件の金額入り内訳設計書一式	1	R2.3.24	部分公開	7条7号	設計単価	
41	市長 電気設備課	62	R1.9.9	請求	5条6号	設計図書類(金入り設計書、内訳明細書、代価表、経費計算書) ・2019年度「新郷東小学校ほか1校屋内消火栓ポンプほか改修工事」「芝富士小学校給食室給水設備改修工事」	2	R2.10.9	公開			
42	市長 計画管理課	48	R1.7.11	請求	5条6号	平成31年1月1日から令和元年6月30日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は不要)と該当の住居表示台帳又は位置図(新設物件の付定日・地番のあるもの) ※旧鳩ヶ谷市分を含む	7	R1.8.2	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号	
43	市長 計画管理課	82	R1.11.25	請求	5条6号	下記の住居表示台帳 ・元郷5丁目3、4、12、16、18、22、24、25、26番街区	1	R1.12.12	公開			
44	市長 計画管理課	106	R2.1.20	請求	5条6号	2019年7月1日から2019年12月31日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は不要)と該当の住居表示台帳又は位置図(新設物件の付定日・地番のあるもの) ※旧鳩ヶ谷市分を含む	7	R2.2.17	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号	
45	市長 計画管理課	132	R2.3.11	請求	5条6号	平成31年3月31日～令和2年2月29日までに新しく付定された建物のある住居表示台帳の写し	1	R2.3.26	公開			
46	市長 開発審査課	38	R1.6.18	請求	5条2号	川口市西新井宿〇-〇に存する建物の許可に関する図面等資料	1	R1.7.9	部分公開	7条2号	建築物の用途、間取り、設計者に関する情報	
47	市長 開発審査課	113	R2.2.17	請求	5条2号	①平成26年11月11日 346号 確認申請 ②平成27年1月7日 410号 変更申請 ③平成27年7月2日 346号 変更申請 ④平成27年11月5日 328号 検査済	4	R2.3.10	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、法人の印影、収支に関する情報	
48	市長 建築安全課	3	H31.4.11	請求	5条6号	道路調査報告書No.4289 案内図、公図	1	H31.4.25	部分公開	7条4号	法人名、電話番号	
49	市長 建築安全課	5	H31.4.19	請求	5条2号	道路調査報告書No.4289 案内図、公図	1	R1.5.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	
50	市長 建築安全課	9	H31.4.25	請求	5条2号	道路調査報告書No.6368 ・案内図・公図・写真2ページ・街区別地番	1	R1.5.17	部分公開	7条2号 7条4号	ナンバープレート、法人名、電話番号	
51	市長 建築安全課	11	R1.5.8	申出	5条3号	No.6152協定図面	1	R1.5.23	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
52	市長 建築安全課	14	R1.5.10	申出	5条2号	協定書 ・取扱い願い書(A3)・協定図	1	R1.5.27	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、個人の印影、法人の印影	
53	市長 建築安全課	15	R1.5.10	請求	5条2号	道路調査報告書No.4564 ・案内図(カラー)・写真(3枚)カラー・公図(カラー) ・メモ内公図・メモ・土地現況平面図(カラー)	1	R1.5.27	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、法人名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
54	市長 建築安全課	17	R1.5.10	請求	5条2号	道路調査報告書No.5365 ・案内図 ・公図	1	R1.5.23	部分公開	7条2号	個人名	
55	市長 建築安全課	18	R1.5.13	申出	5条2号	No.1994 ・公図・協定図・私道の取扱いについて ・私道に関する協定書(表・裏) ・協定私道を利用して建築計画をする場合の条件	1	R1.5.23	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、個人の印影、住所、電話番号、法人の印影	
56	市長 建築安全課	19	R1.5.13	請求	5条2号	道路調査報告書No.4389 ・案内図(カラー) ・公図(カラー)	1	R1.5.27	部分公開	7条4号	法人名、電話番号	
57	市長 建築安全課	20	R1.5.16	申出	5条2号	道路調査報告書No.2444 ・案内図(カラー) ・公図1(カラー) ・公図2(カラー)	1	R1.5.27	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、法人の住所及び電話番号	
58	市長 建築安全課	21	R1.5.20	申出	5条2号	No.3621内協定書 ・私道の取扱いについて ・協定書 ・権利者 ・建築計画する場合の条件 ・公図 ・道路協定書	1	R1.6.7	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、個人の印影、電話番号、法人の印影	
59	市長 建築安全課	24	R1.5.23	請求	5条1号	建築安全課にされた相談に対する回答 H29.9.19決裁No.6371 道路後退に対する相談	1	R1.6.12	部分公開	7条2号	写真内表札及び車両ナンバー	
60	市長 建築安全課	26	R1.5.31	請求	5条2号	道路調査報告書No.5134 ・公図(カラー) ・写真3枚	1	R1.6.13	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、法人の電話番号	
61	市長 建築安全課	27	R1.5.31	申出	5条2号	道路調査報告書No.2544 ・No.2544の裏面(白黒)・承諾書 ・地図(カラー)・承諾書内配置図 ・公図(カラー)	1	R1.6.13	部分公開	7条2号	個人名、電話番号、住所、個人の印影	
62	市長 建築安全課	28	R1.5.31	請求	5条6号	道路調査報告書No.6347協定書	1	R1.6.18	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、個人の印影	
63	市長 建築安全課	29	R1.6.3	請求	5条2号	道路調査報告書No.5219 ・案内図(カラー) ・公図(カラー) ・写真(2枚・カラー)	1	R1.6.14	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	
64	市長 建築安全課	30	R1.6.3	申出	5条2号	協定書No.65 現況図	1	R1.6.14	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
65	市長 建築安全課	31	R1.6.10	請求	5条2号	道路調査報告書No.6331 ・公図(カラー) ・資料(カラー)	1	R1.6.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	
66	市長 建築安全課	39	R1.6.24	申出	5条6号	道路調査報告書No.2518 ・地図(カラーA3) ・公図(カラーA3) ・写真2ページ(1～5)	1	R1.7.23	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	
67	市長 建築安全課	42	R1.6.25	請求	5条2号	道路調査報告書No.5568内 ・R1.6.20 報告書 ・位置指定線形復元協議図 ・確定測量図	1	R1.7.3	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、個人の印鑑、法人名	
68	市長 建築安全課	44	R1.7.2	請求	5条2号	道路調査報告書No.6212 ・地図(カラー) ・公図(カラー) ・道路台帳(カラー、A3) ・確定図(カラー、A3)	1	R1.7.25	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
69	市長 建築安全課	45	R1.7.4	請求	5条1号	道路調査報告書No.6152 ・公図 道路調査報告書No.6154 ・公図 ・協定書	2	R1.7.23	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
70	市長 建築安全課	46	R1.7.4	申出	5条1号	協定による道路No.318一式	1	R1.7.23	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人の印影	
71	市長 建築安全課	49	R1.7.19	請求	5条6号	道路調査書No.5011 ・別紙許可条件 ・公図(カラー) ・地積測量図(全体カラー) ・地積測量図 相談道B(カラー) ・地積測量図 相談道C(カラー)	1	R1.8.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、個人の印影、法人名、電話番号、法人の印影	
72	市長 建築安全課	52	R1.8.19	請求	5条2号	道路調査報告書No.6225 ・H22.10.15付 現況図(カラー) ・H22.10.15付 地番照合図(カラー)	1	R2.8.30	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
73	市長 建築安全課	53	R1.8.19	申出	5条2号	道路調査報告書No.6225 ・協定書(S56.9.19) ・協定図(カラー)	1	R2.8.30	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
74	市長 建築安全課	55	R1.8.23	請求	5条2号	道路調査報告書No.4328 ・案内図(カラー) ・公図(カラー)	1	R1.9.6	部分公開	7条2号	個人名、電話番号、法人名	
75	市長 建築安全課	57	R1.8.26	申出	5条6号	道路調査報告書No.2816 ・協定書・案内図・私道の取扱いについて・公図・建築計画する場合の条件・配置図(2枚)	1	R2.9.17	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影、電話番号	
76	市長 建築安全課	58	R1.8.26	申出	5条2号	道路調査報告書No.3964 ・地図(A3、カラー)・道路位置指定図(A3、カラー) ・公図1(A3、カラー)・公図2(A3、カラー)・実測図(A3) ・配置図(A3)・写真(A4、カラー)	1	R1.9.12	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人の印影	
77	市長 建築安全課	59	R1.8.26	申出	5条6号	協定書No.251 ・協定書・現況図	1	R1.9.12	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
78	市長 建築安全課	60	R1.9.3	請求	5条2号	道路調査報告書No.4270(カラー) ・案内図(カラー)・台帳(カラー) ・公図(カラー)・写真(カラー) ・計画図(カラー) 道路調査報告書No.6380(カラー) ・案内図(カラー)・別紙(カラー) ・写真4ページ(カラー)	1	R2.9.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	
79	市長 建築安全課	65	R1.9.12	請求	5条2号	道路調査報告書No.4366 ・地図(カラー) ・公図(カラー) ・写真1～3(カラー計2枚) ・道路の取扱い願い書(両面、計2枚)	1	R2.10.10	部分公開	7条2号	個人名、電話番号、個人の印影、住所、ナンバープレート	
80	市長 建築安全課	66	R1.9.12	請求	5条2号	道路調査報告書No.4366 ・協定書(道路取扱い願い書、整理番号47)両面(2枚) ・道路現況図(2枚)	1	R1.10.7	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、住所、個人の印影、法人の印影	
81	市長 建築安全課	68	R1.9.13	申出	5条6号	道路調査報告書No.2394 ・地図(カラー)・道路協定書 ・公図1(カラー)・道路協定書内配置図(カラー) ・道路の取扱いについて・公図2(カラー) ・建築相談カード・※参考図(カラー)	1	R2.10.4	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、個人の印影	
82	市長 建築安全課	69	R1.9.17	請求	5条6号	道路調査報告書No.4432(カラー) ・公図(カラー)	1	R2.10.11	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
83	市長 建築安全課	70	R1.9.20	請求	5条2号	道路調査報告書No.4366 ・公図(カラー) 協定願い書(S58) 両面 ・協定願い書(S55)両面 協定図(S58) ・協定図(S55)	1	R2.10.18	部分公開	7条2号	個人名、電話番号、住所、個人の印影	
84	市長 建築安全課	72	R1.9.30	申出	5条2号	道路調査報告書No.2564 ・公図(カラー) ・協定書 ・協定図 ・再締結について ・関係権利者 ・私道の取扱い ・公図(カラー)	1	R2.10.18	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、個人の印影、法人名	
85	市長 建築安全課	73	R1.9.30	請求	5条1号	道路調査報告書No.5349 ・H22.2.8メモ(カラー) ・案内図(カラー)	1	R2.10.30	公開			
86	市長 建築安全課	75	R1.10.15	請求	5条2号	道路調査報告書No.5862 ・案内図 ・長屋建て方針 ・公図	1	R2.11.1	部分公開	7条2号	個人名	
87	市長 建築安全課	80	R1.11.20	申出	5条6号	建築台帳(旧鳩ヶ谷市)S35年度 受付 No.72	1	R1.12.6	部分公開	7条7号	請求部分以外の建築台帳	
88	市長 建築安全課	81	R1.11.21	請求	5条2号	道路調査報告書No.4410 ・案内図(カラー) ・適用範囲(別紙)(カラー) ・公図(カラー) ・写真(2ページ)(カラー)	1	R1.12.6	部分公開	7条2号	個人名、車両ナンバー	
89	市長 建築安全課	83	R1.11.26	請求	5条6号	道路調査報告書No.4343(カラー) ・案内図(カラー) ・公図(カラー)	1	R1.12.13	部分公開	7条2号	個人名、電話番号	
90	市長 建築安全課	84	R1.11.26	申出	5条6号	道路調査報告書No.3309 ・現況図(カラー) ・公図(カラー)	1	R1.12.13	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	
91	市長 建築安全課	85	R1.11.27	請求	5条2号	道路調査報告書No.6392 ・案内図 ・写真位置図 ・県道路台帳 ・確定図 ・写真1.2.3.4.5ページ分 ※全てカラー	1	R1.12.6	公開			
92	市長 建築安全課	86	R1.12.2	請求	5条6号	道路調査報告書No.6052(カラー) ・地図(カラー) ・協定書(S56) ・配置図(S56)	1	R1.12.19	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、住所、電話番号	
93	市長 建築安全課	87	R1.12.2	請求	5条2号	道路調査報告書No.6239 ・案内図(カラー) ・公図(カラー) ・ 道路協定書①② ・私道部分共有取得 について①②	1	R1.12.6	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人名、電話番号	
94	市長 建築安全課	90	R1.12.5	申出	5条2号	S.52 No.15 協定 ・協議書(No.15) ・現況図 2枚	1	R1.12.20	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
95	市長 建築安全課	91	R1.12.6	請求	5条6号	道路調査報告書No.6355 ・案内図(カラー) ・公図(カラー) ・ 写真(9ページ)(カラー)	1	R1.12.20	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、ナンバープレート、法人名、電話番号	
96	市長 建築安全課	92	R1.12.6	申出	5条6号	S.58.6.6 No.325内協定書一式	1	R1.12.20	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
97	市長 建築安全課	93	R1.12.13	申出	5条6号	道路調査報告書No.1418 ・協定書 S46.12.23 No.7	1	R2.1.7	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
98	市長 建築安全課	96	R1.12.23	申出	5条6号	・道路調査報告書No.3402(両面) 地図(カラー、A3) 公図(カラー、A3) 建築相談カード(両面) 同意書(A3)2ページ ・道路調査報告書No.471(両面) 公図 測量図(A3)	2	R2.1.16	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名	
99	市長 建築安全課	99	R2.1.14	請求	5条2号	道路調査報告書No.1834メモ(H19) 公図(カラー)	1	R2.2.3	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	
100	市長 建築安全課	100	R2.1.14	申出	5条2号	道路調査報告書No.3186 ・案内図(カラー)、公図(カラー)	1	R2.2.3	部分公開	7条4号	法人名、印影	
101	市長 建築安全課	104	R2.1.16	請求	5条6号	道路調査報告書No.4233 ・私道の取扱いについて ・私道に関する協定書 ・関係権利者・公図(カラー) ・道路協定図 ・写真2ページ(カラー)	1	R2.2.4	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影、電話番号、ナンバープレート	
102	市長 建築安全課	105	R2.1.20	請求	5条6号	道路調査報告書No.4570 ・協定私道の利用条件 ・地図(カラー)・公図(カラー) その他 ・道路の取扱い願い書(S58)、所有者一覧、協定図(S58) ・道路の取扱い願い書(S56、両面)、協定図(S56)	1	R2.2.4	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人名、法人の印影	
103	市長 建築安全課	108	R2.1.27	請求	5条6号	道路調査報告書No.5333内協定書 ・私道の取扱いについて ・公図(カラー) ・協定書 ・現況図及び道路協定図(カラー) ・43条取扱い基準	1	R2.2.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人の印影	
104	市長 建築安全課	110	R2.2.3	請求	5条2号	道路調査報告書No.6396(カラー) ・地図(カラー)・公図(カラー) ・写真 計5枚 ・航空写真 計2枚	1	R2.2.27	部分公開	7条2号	ナンバープレート	
105	市長 建築安全課	111	R2.2.6	申出	5条2号	・S63.9.7 復元協定書 ・協定事項 ・協定計画図 ・写真①～⑦(4ページ分)カラー	1	R2.3.9	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
106	市長 建築安全課	126	R2.3.6	申出	5条2号	道路調査報告書No.3464 ・地図(カラー) ・公図 ・協定道路出席者名簿 ・メモ(H16.6.9) ・報告書(H24.4.25) ・測量図(カラー) ・道路協定の締結について ・私道の取扱いについて ・私道の協定書(両面) ・建築計画の条件 ・公図 ・現況平面図	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名、法人の印影	
107	市長 建築安全課	127	R2.3.6	請求	5条2号	道路調査報告書No.4835 ・地図 ・写真3枚 ・公図 ・地積測量図2枚	1	R2.3.23	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、ナンバープレート、個人の印影、法人名、法人の印影	
108	市長 建築安全課	128	R2.3.6	申出	5条2号	道路調査報告書No.2212 ・地図 ・写真2枚 ・公図 ・同意書2枚 ・現況図 ・道路使用者位置図	1	R2.3.23	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、ナンバープレート、個人の印影、法人名、法人の印影、電話番号	
109	市長 建築安全課	130	R2.3.10	申出	5条6号	協定による道路No.15 ・現況図(カラー) ・協定図(カラー)	1	R2.3.30	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
110	市長 建築安全課	134	R2.3.16	請求	5条2号	道路調査報告書No.5568内報告書(R1.6.20) ・位置指定線形復元協議図 ・確定測量図	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、個人の印影、法人名	
111	市長 建築安全課	136	R2.3.18	請求	5条6号	建築基準法第15条第1項の規定による「建築工事届」(全体(第一面から第四面)) ただし、以下のアからエの全ての条件に該当するもの。 ア 建築主(第二面の1)の種別が「会社」 イ 敷地の位置(第二面の2)が「川口市」 ウ 工事予定時期(第二面の3)の始期(一段目)が「平成30年5月1日」~「平成30年5月31日」 エ 利用関係(第三面の1のへ)が「貸家」	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、個人の印影、法人の印影	
112	市長 建築安全課	137	R2.3.19	請求	5条6号	道路調査報告書No.6359 ・案内図(カラー) ・国土地理院写真 ・写真 ・公図(カラー)	1	R2.3.30	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、ナンバープレート、法人名、電話番号	
113	市長 建築安全課	138	R2.3.24	請求	5条2号	道路調査報告書No.3464 ・協定道路出席者名簿・メモ(H16.6.9)・報告書(H24.4.25)	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	
114	市長 建築安全課	135	R2.3.27	申出	5条6号	道路調査報告書No.2373 ・協議書内 対照図(白黒)、現況図(白黒)、建築計画をする場合の条件(白黒) ・私道に関する協定書	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、個人の印影	
115	市長 建築安全課	136	R2.3.30	請求	5条6号	道路調査報告書No.5457 ・5457内の公図(カラー)	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名、電話番号	
116	市長 建築安全課	137	R2.3.30	申出	5条6号	道路調査報告書No.3028(両面カラー) ・3028内のメモ(カラー) ・3028内のメモ(公図)(カラー)	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、法人名	
117	市長 建築安全課	138	R2.3.30	請求	5条2号	道路調査報告書No.6145内 ・公図(カラー)	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名	
118	市長 公園課	101	R2.1.16	請求	5条3号	2019年3月20日開札 「都市公園(南平地区)管理委託」 金入り設計書の全部 (本工事費内訳書、経費根拠書、一位代価表、等)	1	R2.2.6	部分公開	7条4号	歩掛	
119	市長 公園課	102	R2.1.16	請求	5条3号	2019年3月20日開札 「都市公園(神根地区)管理委託」 金入り設計書の全部 (本工事費内訳書、経費根拠書、一位代価表、等)	1	R2.2.6	公開			
120	市長 公園課	103	R2.1.16	請求	5条3号	2019年3月22日開札 「赤山歴史自然公園樹木等管理委託」 金入り設計書の全部 (本工事費内訳書、経費根拠書、一位代価表、等)	1	R2.2.6	公開			
121	市長 街路事業課	54	R1.8.23	請求	5条6号	1.〇〇〇〇資料、設計図のうち、平面、立面、地下杭位置図 在:上青木〇丁目〇番〇号 2.青木神戸線、上青木〇丁目〇番〇号 位置図	1	R1.9.4	部分公開	7条2号	個人名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
122	上下水道事業管理者 上水道建設課	35	R1.6.10	請求	5条6号	水道事業の積算時に使用する、当年度版材料単価一覧表(名称・規格・金額・コード等記載のもの)	2	R1.6.27	部分公開	7条4号	出版物(建設物価及び積算資料)を基に決定している単価	
123	上下水道事業管理者 上水道建設課	63	R1.9.9	請求	5条6号	設計図書類(金入り設計書、内訳明細書、代価表、経費計算書)・2019年度「拡張第38号芝地区配水管布設工事」「拡張第39号戸塚地区配水管布設工事」	2	日程調整中	公開			
124	上下水道事業管理者 上水道建設課	112	R2.2.10	請求	5条6号	H30年度水道単価一覧表 H31年度水道単価一覧表 (名称・規格・単価金額・単価コード記載のもの)	2	R2.2.26	公開			
125	上下水道事業管理者 上水道建設課	118	R2.3.4	請求	5条6号	H31年度水道単価一覧表 (名称・規格・単価金額・単価コード記載のもの)	2	日程調整中	公開			
126	上下水道事業管理者 下水道維持課	8	H31.4.24	請求	5条6号	川口第3処理分区汚水管枝線その7工事(平成30年度) 南部第17処理分区水道管付設替その8工事(平成30年度)	1	R1.5.22	公開			
127	上下水道事業管理者 下水道維持課	120	R2.3.5	請求	5条6号	下水道管撤去補償契約について(青木〇丁目〇-〇)	1	R2.3.19	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
128	上下水道事業管理者 下水道建設課	8	H31.4.24	請求	5条6号	川口第3処理分区汚水管枝線その7工事(平成30年度) 南部第17処理分区水道管付設替その8工事(平成30年度)	1	R1.5.22	公開			
129	上下水道事業管理者 下水道建設課	74	R1.10.2	請求	5条2号	横曽根第六排水区雨水準幹線築造工事	1	R2.10.18	公開			
130	上下水道事業管理者 下水道建設課	115	R2.2.20	請求	5条6号	平成30年度に発注された委託業務の代価表を含む金入り設計書 ・災害用マンホールトイレ築造実施設計委託	1	日程調整中	公開			
131	上下水道事業管理者 下水道建設課	116	R2.2.20	請求	5条6号	令和元年度に発注された委託業務の代価表を含む金入り設計書 ・災害用マンホールトイレ築造実施設計委託その1 ・領家第八公園ポンプ場改修実施設計委託	2	日程調整中	公開			
132	病院事業管理者 医療センター病院 総務課	25	R1.5.27	請求	5条6号	川口市立医療センター、本町診療所、安行診療所の直近年度の医師賠償責任保険の契約内容(保険料含む) 2013年4月～2019年3月末までの間に医師賠償責任保険の事案として取扱った保険金の事故日、受取日、受取金額、事案の概要			取下げ			情報提供
133	病院事業管理者 医療センター病院 総務課	98	R2.1.9	請求	5条1号	川口市立医療センターから令和元年11月22日付にてレジオネラ症発生届を保健所(疾病対策課)に送付したことがわかる文書	1	R2.1.28	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影、性別、生年月日、年齢、血液型、職業、住所、電話番号、患者ID、身長、体重、入院概要、相談記録	
134	病院事業管理者 医療センター管理課	37	R1.6.14	請求	5条2号	平成31年度 医療ガス設備保守委託見積書 医療用ガス単価見積書	1	R1.7.2	部分公開	7条4号	法人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
135	教育委員会 教育総務課	124	R2.3.6	請求	5条2号	川口地区高規格整備事業区域内の学校工区に存する建物に関する河川法26条1項の許可について、当該許可の前提となる申請書、当該許可を証する書面、川口市と国との間で、当該許可について、やりとりを記したメモ、議事録等の一切の書面			取下げ			請求者の申出による取下げ
136	教育委員会 教育総務課	125	R2.3.6	申出	5条2号	川口地区高規格整備事業区域内の学校工区に存する建物に関する河川法26条2項の許可について、当該許可の前提となる申請書、当該許可を証する書面、川口市と国との間で、当該許可について、やりとりを記したメモ、議事録等の一切の書面	1	R2.3.31	公開			
137	教育委員会 庶務課	47	R1.7.11	請求	5条1号	1. 小中学校・幼稚園校務員業務の契約に関する文書 ①契約書・仕様書(各契約で共通の文書は除く) ②プロポーザル方式による業者選考に関する文書(①に同一文書は除く) 2. 幼稚園の防犯・警備に関する入札記録等、仕様書			取下げ			情報提供
138	教育委員会 庶務課	133	R2.3.16	請求	5条1号	新型コロナウイルスに関わる市立小中学校休校に関わる意思決定がわかる文書及びそれに伴う通知文書一切			取下げ			情報提供
139	教育委員会 学務課	77	R1.11.1	請求	5条1号	川口市立小中学校に在籍する主幹教諭の令和元年度自己評価シート一切 (但し並木小・芝南小・戸塚東小・戸塚西小・里中を除く)	1	R2.2.26	部分公開	7条2号	職員番号、年齢	
140	教育委員会 学務課	121	R2.3.5	請求	5条1号	〇〇学校のバワハラに関する一連の文書全て ①川口市教職員組合から川口市教育委員会に出されたバワハラに関する要望書と添付資料 ②川口市教育委員会が〇〇学校教職員に実施したバワハラに関する調査に関する一連の文書 ③調査後、〇〇学校教職員に対して教育委員会がとった措置に関する一連の文書 ④教育委員会の〇〇とのやり取りに関する一連の文書 ⑤〇〇学校校長とのやり取りに関する一連の文書 ⑥教育長のこの件に関する一連の文書 ⑦県教育委員会とのかかわりに関する一連の文書			取下げ			情報提供
141	教育委員会 指導課	64	R1.9.10	請求	5条6号	〇〇〇〇のいじめに関して作成又は取得された文書全て	20	日程調整中	部分公開	7条2号 7条6号 7条7号 7条8号	個人に関する情報、他機関が作成した情報、審議内容	
142	教育委員会 指導課	67	R1.9.12	請求	5条1号	「平成29年5月川口市中学校生徒のいじめ事案に関する川口市いじめ問題調査委員会」の別紙に掲げる文書について			取下げ			請求者の申出による取下げ
143	教育委員会 指導課	76	R1.10.28	請求	5条6号	〇〇〇〇の訴訟について (1)教育長定例会見の内容がわかる文書(配布資料を含む) (2)弁論の準備書面 (3)地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき文部科学省からの指導を受けた内容がわかる文書	2	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
144	教育委員会 学校保健課	2	H31.4.8	請求	5条1号	平成31年度契約 1. 学校給食調理委託 ①元郷給食センター 見積書 ②新郷学校給食センター 見積書 ③南平学校給食センター 見積書 ④川口地区自校調理校 見積書 ⑤給食調理委託臨時調理員 見積書 2. 配膳業務委託 見積書	6	H31.4.25	部分公開	7条2号 7条4号	個人の印影、法人の印影	
145	学校保健課 教育委員会	6	H31.4.23	請求	5条1号	・平成30年度及び平成31年度の自校調理小学校13校 ・平成30年度及び平成31年度の自校調理中学校3校 ・平成30年度及び平成31年度の新郷センター ・平成30年度及び平成31年度の南平センター ・平成30年度及び平成31年度の元郷センター ・平成30年度及び平成31年度の臨時調理員関係 1. 歳出予算要求書、等～～人件費等を算出した経過・結果が明瞭に分かる文書…設計額の詳細が分かる文書 2. 契約執行伺書 ①設計金額の積算根拠を示す文書 ②業者決定の過程及び結果が分かる文書 3. 委託契約書 ①契約書原本・細目 ②仕様書、付属文書 4. 算出根拠に関わる文書	45	R1.6.10	部分公開	7条2号 7条4号	個人の印影、法人の印影、歳出予算要求書中の項目の一部、選考委員会関係書中の項目の一部、契約執行伺書の項目の一部	
146	議会 議会総務課	4	H31.4.19	請求	5条1号	平成30年度における、各議員の政務活動費の支出とその内訳			取下げ			請求者の申出による取下げ
147	議会 議会総務課	41	R1.6.25	請求	5条1号	平成30年度における、各議員の政務活動費の支出とその内訳	1	R1.7.29	部分公開	7条2号	個人の印影	
148	議会 議会総務課	109	R2.1.31	請求	5条1号	令和元年10月25日に開催された「次世代支援・教育力向上特別委員会」の議事録	1	R2.3.5	部分公開	7条1号 7条6号	秘密会の議事録、発言議員名及び発言会派名が特定できる事項	

表－4 情報公開請求・申出者の内訳

区 分	件数
①市内に住所を有する者	25
②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	54
③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	5
④市内に存する学校に在学する者	0
⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	0
⑥公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの	54
合 計	138

(2) 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報と第7条第4号の法人に関する情報に該当するとして非公開としたものが多くありました。(表－5)

表－5 非公開又は部分公開の理由

区 分	件数
法令秘情報(第7条第1号)	0
個人に関する情報(第7条第2号)	216
個人識別符号(第7条第3号)	1
法人等に関する情報(第7条第4号)	157
公共の安全と秩序の維持に関する情報(第7条第5号)	0
審議、検討、協議に関する情報(第7条第6号)	0
事務又は事業に関する情報(第7条第7号)	45
国等との協力関係に関する情報(第7条第8号)	0
合 計	419

※同一処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

文書不存在(第11条第2項)、存否応答拒否(第10条)として非公開としたものではありませんでした。

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について

(1) 目的

市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 個人情報の適正な取り扱いについて

実施機関が保有個人情報を取り扱う際のルールを、次のように定めています。

ア 収集の制限

ア) 個人情報の収集をするときは、個人情報取扱業務及びその業務において個人情報を利用する目的を明確にした上で、その個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

イ) 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集してはならない。

ウ) 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集する。

イ 保有個人情報の利用及び提供の制限

ア) 実施機関は、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

イ) 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供したときは、個人情報保護条例第8条第2項の規定により、一定の事項を審議会に報告しなければならない。

ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

ウ 保有特定個人情報の利用及び提供の制限

ア) 実施機関は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

イ) 実施機関は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

エ 電子計算組織の結合の制限

実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報进行处理するときは、原則として本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

オ 適正な維持管理

- ア) 保有個人情報は正確かつ最新のものとする。
- イ) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止する。
- ウ) 保有する必要のなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去する。
- エ) 保有個人情報の適正管理を図るため、各課に個人情報保護管理責任者を設置する。
- オ) 個人情報取扱業務を委託するときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるようになる。

カ 個人情報取扱業務の登録

市が収集・利用する個人情報の所在、内容を明らかにするため、個人情報を取り扱う業務の登録を行い、その目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(4) 自己に関する情報をコントロールする権利

実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報については、誰でも次のような請求ができます。

ア 開示請求

自己に関する保有個人情報の閲覧、写しの交付の請求ができます。

イ 訂正請求

自己に関する保有個人情報に事実と異なる記載があるとき、訂正の請求ができます。

ウ 利用の停止及び消去の請求

実施機関が前記「(3) ア 収集の制限」若しくは法律に違反して自己の保有個人情報を収集、利用、保管、記録していると認めるとき、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求ができます。

(5) 保有個人情報の開示

実施機関は、開示請求があったときは、その保有個人情報に次に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示します。

※ 不開示情報

保有個人情報の中には、開示することにより、第三者又は公共の利益が侵害され、又は行政執行上著しい支障が生ずるおそれがあること等の理由から、不開示としなければならないものがあります。このような情報を不開示情報といい、次の7項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で開示することができないとされている情報

- イ 代理人による請求における本人の権利利益に反する情報
未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情報
- ウ 開示請求者以外に関する情報
開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- エ 審議、検討、協議に関する情報
市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの
- オ 事務又は事業に関する情報
市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、事業の性質上、適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
- カ 国等との協力関係に関する情報
市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの
- キ 評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報
個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示することにより、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

(6) 開示決定の期限

開示・非開示の決定は、公開請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内に行います。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

(7) 審査請求

実施機関は、決定又は不作為について審査請求があり、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問したときは、その答申を尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をします。

(8) 罰則規定

実施機関等の個人情報の適正な取扱いの確保について、その実効性を高め、市に対する信頼を確保するため、職員、受託業務従事者等に対して、保有個人情報の漏洩等の不適正な取扱いがあった場合の罰則を定めています。

2 個人情報保護制度の運用状況

(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況

令和元年度の個人情報保護条例に基づく開示請求は67件で、決定件数は49件でした。その決定内容の内訳としては、全部開示したものは21件、部分開示したものは24件、文書不存在による不開示が4件でした。なお、取下げは18件でした。決定件数に対する部分開示を含めた開示率は91.8%でした。

処理件数を実施機関別に見ると、表-6のとおり市長が54件、教育委員会が11件、選挙管理委員会が2件でした。課別の処理状況は表-7、請求内容については表-8のとおりです。

また、令和元年度の訂正請求はありませんでした。

表-6 実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数

単位:件

実施機関	受付件数	処理件数							
		取下げ 件数	決定件数						
			決定内容					不開示	
			開示	部分開示	不開示情報 に該当	文書不存在	存否応答 拒否		
市長	54	54	18	36	16	19	0	1	0
教育委員会	11	11	0	11	5	3	0	3	0
選挙管理委員会	2	2	0	2	0	2	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	67	67	18	49	21	24	0	4	0

※受付件数は、請求の件数です。

処理件数は、担当課が開示・部分開示・非開示決定処理及び取下げ処理を行った件数です。

表-7 課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況

単位:件

実施機関名		処理件数						
		取下げ 件数	決定件数					
			決定内容			開示	部分開示	不開示 (文書不存在)
			開示	部分開示	不開示 (文書不存在)			
市長	秘書課	0	0	0	0	0	0	
	特別債権回収課	1	0	1	1	0	0	
	市民税課	1	0	1	1	0	0	
	市民課	39	18	21	6	14	1	
	生活福祉1課	1	0	1	0	1	0	
	生活福祉2課	1	0	1	1	0	0	
	子ども育成課	1	0	1	0	1	0	
	国民健康保険課	6	0	6	6	0	0	
	介護保険課	1	0	1	0	1	0	
	建築安全課	2	0	2	1	1	0	
	南消防署管理課	1	0	1	0	1	0	
小計	54	18	36	16	19	1		
教育委員会	指導課	9	0	9	3	3	3	
	学校保健課	2	0	2	2	0	0	
小計	11	0	11	5	3	3		
選挙管理委員会		2	0	2	0	2	0	
小計	2	0	2	0	2	0		
合計		67	18	49	21	24	4	

表-8 保有個人情報開示請求内容一覧

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
1	市長 特別債権回収課	61	R2.3.13	開示	市県民税、固定資産税、国民健康保険税の収納履歴及び収納方法	R2.3.24	開示			
2	市長 市民税課	22	R1.6.25	開示	請求者本人に係る給与支払報告書(平成26～28年度分)株式会社〇〇	R1.7.8	開示			
3	市長 市民課	2	H31.4.2	開示	印鑑証明交付申請書 H31.3.12～今日迄		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
4	市長 市民課	4	H31.4.9	開示	請求者本人に係る住民票の交付申請書(平成30年1月～現在まで)(本人以外の請求)	H31.4.12	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
5	市長 市民課	5	H31.4.11	開示	請求者本人に関わる戸籍の交付請求書(平成27年4月～請求日)	日程調整中	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
6	市長 市民課	6	H31.4.11	開示	請求者本人に関わる住民票の交付申請書(平成30年4月1日～平成31年3月31日)	R1.6.25	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
7	市長 市民課	17	H31.4.16	開示	住民票交付申請書(請求者本人に係るもの)平成30年以降 本人以外が請求したもののみ		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
8	市長 市民課	18	R1.5.15	開示	本人以外が取得した戸籍証明書等交付請求書 平成30年1月から令和元年5月まで	日程調整中	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情 報	
9	市長 市民課	20	R1.6.14	開示	本人に係る住民票請求書(本人請求を除く 2019年5月～2019年6月13日)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
10	市長 市民課	26	R1.7.29	開示	請求者本人に係る住民票請求書全て(本人以外の請求)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
11	市長 市民課	28	R1.8.7	開示	請求者本人に係る住民票交付請求書(2019.7.1～8.7)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
12	市長 市民課	30	R1.8.19	開示	請求者本人の戸籍謄本・抄本の請求書(7.30～8.2)	R1.9.6	開示			
13	市長 市民課	31	R1.8.20	開示	請求者本人に係る住民票請求書(2017年1月1日～2019年)(本人以外の請求)	R1.8.30	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情 報	
14	市長 市民課	33	R1.9.24	開示	請求者本人に関する戸籍、住民票、印鑑証明の交付申請書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
15	市長 市民課	35	R1.10.15	開示	本人に係る印鑑登録証明書、印鑑登録廃止申請書 令和元年8月まで全て	R1.10.28	開示			
16	市長 市民課	36	R1.10.17	開示	請求者本人に係る印鑑証明交付申請書(H28.4.1～請求日まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
17	市長 市民課	37	R1.10.18	開示	請求者本人に関する戸籍、住民票、印鑑証明の交付申請書(H28.4.1～請求日まで)	R1.11.6	開示			
18	市長 市民課	38	R1.10.21	開示	請求者本人に関する住民票の交付申請書(H28.4～請求日まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
19	市長 市民課	39	R1.10.28	開示	請求者本人に係る住民票及び戸籍謄抄本の交付申請書 本人以外から請求のあったもの現在まで全て	R1.11.12	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
20	市長 市民課	40	R1.10.28	開示	請求者本人に係る住民票及び戸籍謄抄本の交付申請書 本人以外から請求のあったもの現在まで全て	R1.11.12	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
21	市長 市民課	43	R1.10.31	開示	請求者本人にかかる戸籍謄本及び戸籍附票の写し交付申請書(令和元年10月1日～請求日まで)	R1.11.14	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
22	市長 市民課	44	R1.11.7	開示	請求者本人に関する戸籍の交付申請書(2018.1.1～請求日まで)本人以外の請求		取下げ			請求者の申出による取下げ
23	市長 市民課	45	R1.11.12	開示	請求者本人に係る戸籍の交付申請書 本人以外が請求したもの H30.7.1からR1.7.6まで	R1.12.12	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
24	市長 市民課	46	R1.11.25	開示	請求者本人に関する印鑑証明交付申請書(令和元年11月8日～25日まで)		取下げ			請求者の申出による取下げ
25	市長 市民課	47	R1.12.2	開示	請求者本人に関する戸籍交付申請書(平成31年3月から請求日まで)	R1.12.10	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
26	市長 市民課	48	R1.12.12	開示	請求者本人に係る戸籍謄本交付申請書 令和元年12月2日に交付	R2.1.10	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
27	市長 市民課	49	R1.12.20	開示	請求者本人に係る戸籍謄本交付申請書 (令和元年11月26日から今日まで)	R2.1.9	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
28	市長 市民課	50	R1.12.23	開示	請求者本人に関する戸籍の交付申請書及び住民票の交付申請書(令和元年6月1日～請求日まで)(本人以外の請求分)		取下げ			請求者の申出による取下げ
29	市長 市民課	51	R1.12.24	開示	請求者本人に関する印鑑証明交付申請書(平成28年4月から請求日まで)	R2.1.21	開示			
30	市長 市民課	52	R2.1.14	開示	請求者本人に関する住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明の交付申請書(令和2年1月4日～請求日まで)		取下げ			請求者の申出による取下げ
31	市長 市民課	54	R2.1.27	開示	請求者本人に係る住民票の写し(平成28年7月14日発行)に関する交付請求書	R2.2.4	開示			
32	市長 市民課	55	R2.2.13	開示	請求者本人に係る住民票・戸籍謄本・戸籍附票の交付申請書(平成31年4月～請求日)	R2.4.6	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
33	市長 市民課	56	R2.2.17	開示	請求者本人に関する住民票の交付申請書及び印鑑証明交付申請書(平成31年1月1日～請求日まで)(本人以外の請求分)		取下げ			請求者の申出による取下げ
34	市長 市民課	58	R2.2.18	開示	請求者本人に関する印鑑証明交付申請書(令和2年2月1日～請求日まで)		不開示 (文書不存在)	19条2項		請求に係る文書を保有していないため
35	市長 市民課	59	R2.3.2	開示	本人に係る戸籍謄本の交付申請書 本人以外が請求した令和元年7月1日～令和2年2月29日まで	日程調整中	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
36	市長 市民課	60	R2.3.9	開示	本人に係る印鑑証明交付申請書 請求日まで全て	R2.4.6	開示			
37	市長 市民課	62	R2.3.16	開示	本人に係る戸籍附票の交付申請書 2/1～3/16		取下げ			請求者の申出による取下げ

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
38	市長 市民課	63	R2.3.16	開示	本人に係る戸籍附票の交付申請書 2/1 ～3/16		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
39	市長 市民課	64	R2.3.16	開示	本人に係る戸籍附票の交付申請書 2/1 ～3/16		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
40	市長 市民課	65	R2.3.17	開示	請求者本人に係る住民票及び戸籍の交 付申請書 H28.4.1～請求日まで（本人以外の請 求）		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
41	市長 市民課	66	R2.3.25	開示	請求者本人に関する出生届出書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
42	市長 生活福祉1課	27	R1.8.6	開示	請求者本人の生活保護の記録(2009年5 月～2019年3月)	R1.12.13	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以 外の個人 に関する情 報、 評価に関 する情報	
43	市長 生活福祉2課	53	R2.1.20	開示	請求者本人に係る生活保護の記録 (2000年～請求日まで)	R2.3.11	開示			
44	市長 介護保険課	24	R1.7.12	開示	・請求者について(○月○日・○日)の事 故の特別介護老人ホーム○○○○から 川口市へ提出された事故速報と経過報 告 ・川口市の当該施設に対する確認、助 言、指導の経緯についての内部報告書	R1.7.12	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
45	市長 子ども育成課	41	R1.10.28	開示	2016年10月に子ども子育て支援センター へ相談を行った際の記録(できるだけ内 容の詳しいもの)	R1.11.21	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
46	市長 国民健康保険 課	1	H31.4.1	開示	請求者本人に関する川口誠和病院の平 成30年12月～3月分のレセプト	H31.4.19	開示			
47	市長 国民健康保険 課	21	R1.6.21	開示	請求者本人に係る、川口誠和病院の平 成31年2月から4月までの診療報酬明細 書	R1.7.22	開示			
48	市長 国民健康保険 課	23	R1.7.8	開示	請求者本人にかかわる「H30年12月、H31 年1月分の診療報酬明細書」	R1.7.26	開示			
49	市長 国民健康保険 課	29	R1.8.8	開示	請求者本人に係る、平成27年1月から平 成28年12月までの診療報酬明細書	R1.8.30	開示			
50	市長 国民健康保険 課	34	R1.10.3	開示	請求者本人にかかる国民健康保険を利用 した際の診療報酬明細書(平成30年2 月分～令和元年7月分まで)	R1.10.28	開示			
51	市長 国民健康保険 課	57	R2.2.18	開示	請求者本人に係るH30.4.27～R2.2.18ま での診療報酬明細書	R2.3.11	開示			
52	市長 建築安全課	3	H31.4.2	開示	坂下町○-○-○の道路位置指定申請 書、道路位置図(原図)	H31.4.11	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
53	市長 建築安全課	42	R1.10.31	開示	お伺い書一式No.3740内資料	R1.11.22	開示			
54	市長 南消防署管理 課	67	R2.3.26	開示	請求者本人に関する救急活動記録票 H 31.2.9	R2.3.30	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
55	教育委員会 指導課	7	H31.4.12	開示	〇〇中で行われた会議の席で〇〇〇〇が発言していた内容の記録の全て メモ・文書・メールでのやり取り・録音など	R1.7.16	開示			
56	教育委員会 指導課	8	H31.4.12	開示	〇〇中が不適切な対応に対して、〇〇〇〇と家族に対して謝罪した内容の記録 (日時・場所・教員名・参加者など既存するもの)	R1.7.16	開示			
57	教育委員会 指導課	9	H31.4.12	開示	〇〇〇〇に対する教育委員会の認識 主治医の発言の根拠・証言・録音・メモ・文書など存在する記録の全て		不開示 (文書不 存在)	19条2項		文書を作 成してい ないた め
58	教育委員会 指導課	10	H31.4.12	開示	埼玉県教育委員会高校教育指導課と教育委員会とのやり取り・メモ・文書など〇〇〇〇に関する記録の全て	R1.7.16	開示			
59	教育委員会 指導課	11	H31.4.12	開示	埼玉県人権教育課と教育委員会とのやり取り・メモ・文書など〇〇〇〇に関する記録の全て	R1.7.16	部分開示	16条5号 16条6号	事務事業 に関する 情報、他 関係機 関の対 応に 関する 情報	
60	教育委員会 指導課	12	H31.4.12	開示	埼玉県福祉部こども安全課と教育委員会のやり取り・メモ・書類など全ての記録 (〇〇〇〇に関するもの)		不開示 (文書不 存在)	19条2項		文書を作 成してい ないた め
61	教育委員会 指導課	13	H31.4.12	開示	平成30年3月28日〇〇と県庁学校相談との電話でのやり取りの全て・メモ・録音・文書など請求者に関する情報の全て	R1.7.16	部分開示	16条5号	事務事業 に関する 情報	
62	教育委員会 指導課	14	H31.4.12	開示	〇〇中の職員室に保管されているファイル、夢わーくについて、理科実験について、通知票について、通知票について、その他、〇〇〇〇の情報のファイル(職員が自由に閲覧出来るもの)		不開示 (文書不 存在)	19条2項		文書を作 成してい ないた め
63	教育委員会 指導課	32	R1.9.12	開示	「平成29年5月川口市中学校生徒のいじめ事案に関する川口市いじめ問題調査委員会」の別紙に掲げる文書について	R1.11.20	部分開示	16条3号	請求者 以外 の個人 に 関 する 情 報	
64	教育委員会 学校保健課	15	H31.4.12	開示	埼玉県教育委員会 学校給食担当と教育委員会とのやり取りの全て・メモ・文書など〇〇〇〇に関する情報(2018.3.26(月))	R1.7.16	開示			
65	教育委員会 学校保健課	16	H31.4.12	開示	学校保健課が所持する〇〇〇〇に関する情報・メモ・文書・手紙・メールなど記録の全て	R1.7.16	開示			
66	選挙管理委員会 選挙管理委員会	19	R1.5.24	開示	請求者本人に係る投票箱確認書(平成31年4月21日執行 川口市議会議員一般選挙のもの)	R1.6.7	部分開示	16条3号	請求者 以外 の個人 に 関 する 情 報	
67	選挙管理委員会 選挙管理委員会	25	R1.7.24	開示	請求者本人に係る投票箱確認書(令和元年7月21日執行 参議院議員通常選挙のもの)	R1.8.23	部分開示	16条3号	請求者 以外 の個人 に 関 する 情 報	

(2)不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、個人情報保護条例第16条第3号の開示請求者以外に関する情報に該当するとして不開示としたものが多くありました。(表-9)

表-9 不開示又は部分開示の理由

区 分	件数
法令秘情報(第16条第1号)	0
代理人に開示することが、本人の権利利益に反する情報(第16条第2号)	0
開示請求者以外に関する情報(第16条第3号)	22
審議、検討、協議に関する情報(第16条第4号)	0
事務又は事業に関する情報(第16条第5号)	2
国等との協力関係に関する情報(第16条第6号)	1
評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第7号)	1
合 計	26

※同一処分に複数の不開示理由が含まれている場合があります。

その他に不開示決定等した理由として、文書不存在(第19条第2項)によるものが4件あります。

存否応答拒否(第18条)として不開示としたものはありませんでした。

(3) 個人情報取扱業務の登録状況

個人情報保護条例第7条の規定により、実施機関が個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、その業務の名称、収集目的、対象者の範囲等について情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければなりません。業務の内容を変更、廃止しようとするときも同様です。

令和元年度の個人情報取扱業務の新規登録は10件、修正は101件、廃止は12件でした。なお、実施機関別の登録件数は表-10のとおりです。

また、個人情報取扱業務のうち新規登録の内容は表-11、修正の内容は表-12のとおりです。

これらを取りまとめた報告書を「個人情報取扱業務登録簿」として、市政情報コーナーで、自由に閲覧できるようにしています。

表-10 実施機関別個人情報取扱業務登録件数

実施機関	令和元年度中登録件数			令和元年度末登録件数
	開始	修正	廃止	
市長	9	42	0	1,052
教育委員会	0	7	4	164
選挙管理委員会	0	0	0	16
公平委員会	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	1
農業委員会	0	0	0	13
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1
上下水道事業管理者	1	51	8	27
病院事業管理者	0	1	0	38
議会	0	0	0	6
全庁共通	0	0	0	8
合計	10	101	12	1,328

※開始の件数は、令和元年度中に新たに個人情報取扱業務が開始された件数を表します。

※修正の件数は、令和元年度中に個人情報取扱業務の内容が変更された場合のほか、組織改正等による業務の移管も含まれます。

※廃止の件数は、令和元年度中に個人情報取扱業務に登録されていた業務が廃止された件数を表します。

表-11 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務開始年月日	収集の方法
1	資源循環課	川口市一般廃棄物処理基本計画改訂業務	川口市一般廃棄物処理基本計画の改訂にあたり、川口市の現状と課題を把握した上で、ごみ減量や資源化について考えていく必要があることから、市民アンケートを実施するため	アンケートの対象となる市民	平成31年4月1日	本人以外 (法令等(住民基本台帳法第1条))
2	農政課	農地法関係業務	農地法に係る許可、立入調査及び違反転用に対する処分等の業務を行うため	農地転用許可等申請者	平成31年4月1日	本人 本人以外 (国・他の自治体・他の実施機関)
3	上下水道総務課	研修関係業務	職員が外部団体の主催する研修等に参加する際、各団体がその講習内容や宿泊所の準備に用いるため。	上下水道局職員	平成31年4月1日	本人
4	福祉総務課	プレミアム付商品券業務	プレミアム付商品券を発行・販売するため	平成31年1月1日時点で川口市に住居登録されている者 平成31年度の住民税(均等割)非課税の者(課税者の扶養親族等を除く) 生活保護の被保護者ではない者 中国残留邦人支援給付金受給者でない者 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主	令和元年5月15日	本人 本人以外 (本人同意) 目的外
5	子ども育成課	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給業務	子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親の方に対し臨時・特別の措置として給付金を支給するため	児童扶養手当の支給対象であり法律婚をしていない申請者及びその児童	令和元年8月1日	本人 本人以外 (本人同意) 目的外
6	農政課	農業者あて情報提供業務	農政関係情報を市内農業者へ提供するため	市内農業者	令和元年8月2日	本人以外(国・他の自治体・他の実施機関)
7	保育運営課	保育所建設事業に係る利用者調査業務	保育所の移転改築または仮設園舎の移転の際に生ずる保護者への影響を調べるため	移転改築等の対象となる川口市立保育所に在籍する園児及びその保護者	令和元年8月6日	本人

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
8	税制課	ふるさと寄附 金事業関係業 務	個人からの寄附の受付及び決 済、寄附に対する返礼品の贈 呈のため	受託事業者のポータル サイトを経由して 川口市に寄附を行っ た個人 寄附メニュー担当課 が寄附を受け付けた 個人で返礼品贈呈対 象者	令和元年8月20日	本人 本人以外 (本人同意)
9	保育運営課	公立保育所給 食費徴収業務	幼児教育・保育無償化に伴 い、給食費徴収事務が新た に開始されるため	公立保育所（公設公 営保育所のみ）に通 う園児及び世帯員全 員	令和元年10月1日	本人 本人以外 (本人同意、法 令等)
10	区画整理課	土地区画整理 事業企画調査 業務	土地区画整理事業企画調査に おける基礎データ等を作成す るため	企画調査地区内の権 利者	令和元年11月1日	本人 目的外

表-12 個人情報取扱業務 修正について

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	子ども総務課	保育所等施設整備業務	保育所等用地に係る固定資産税の減免に関する事務を行うに当たり、減免申請書の送付先情報を取得するため	収集の方法に「目的外」を追加し、固定資産税課から、所有者氏名、所有者住所、納税管理人氏名、納税管理人住所に関する情報の目的外利用を開始する	平成31年4月1日
2	生活衛生課	旅館業許可等業務	個人情報記録の名称及び保存年数を見直したため	個人情報記録の名称のうち「旅館業承継承認申請書（合併・分割）」及び「旅館業承継承認申請書（相続）」の保存年数を「5年保存」から「永年保存」に、「旅館業許可事項変更届」の保存年数を「3年保存」から「永年保存」に、「レジオネラ症に係る施設調査」及び「レジオネラ症に係る改善報告書」の保存年数を「3年保存」から「5年保存」に変更し、「旅館業停止（廃止）届」（永年保存）を「旅館業停止届」（永年保存）と「旅館業廃止届」（10年保存）に分割する	平成31年4月1日
3	生活衛生課	公衆浴場経営許可等業務	個人情報記録の名称及び保存年数を見直したため	個人情報記録の名称のうち「公衆浴場営業承継届（相続）」、「公衆浴場営業承継届（合併）」及び「公衆浴場営業承継届（分割）」の保存年数を「5年保存」から「永年保存」に、「公衆浴場営業許可事項変更届」の保存年数を「3年保存」から「永年保存」に、「レジオネラ症に係る施設調査票」及び「レジオネラ症に係る改善報告書」の保存年数を「3年保存」から「5年保存」に変更し、「公衆浴場営業（停止・廃止）届」（永年保存）を「公衆浴場営業停止届」（永年保存）と「公衆浴場営業廃止届」（10年保存）に分割する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
4	生活衛生課	興行場営業許可等業務	個人情報記録の名称及び保存年数を見直したため	個人情報記録の名称のうち「興行場営業相続承継届」及び「興行場営業合併（分割）承継届」の保存年数を「5年保存」から「永年保存」に、「興行場営業（変更）届」の保存年数を「3年保存」から「永年保存」に変更し、「興行場営業（停止・再開・廃止）届」（永年保存）を「興行場営業（停止・再開）届」（永年保存）と「興行場営業廃止届」（10年保存）に分割する	平成31年4月1日
5	生活衛生課	理容所届出受付等業務	個人情報記録の保存年数を見直したため	個人情報記録の名称のうち「理容所廃止届」の保存年数を「10年保存」から「3年保存」に、「出張理容届の保存年数」を「10年保存」から「永年保存」に、「出張理容届出事項変更届」の保存年数を「3年保存」から「永年保存」に変更する	平成31年4月1日
6	生活衛生課	美容所届出受付等業務	個人情報記録の保存年数を見直したため	個人情報記録の名称のうち「美容所廃止届」の保存年数を「10年保存」から「3年保存」に、「出張美容届」の保存年数を「10年保存」から「永年保存」に、「出張美容届出事項変更届」の保存年数を「3年保存」から「永年保存」に変更する	平成31年4月1日
7	生活衛生課	クリーニング所開設届出受付等業務	個人情報記録の保存年数を見直したため	個人情報記録の名称のうち「クリーニング営業廃止届」の保存年数を「10年保存」から「3年保存」に変更する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
8	生活衛生課	プール届出等受付業務	個人情報記録の名称及び保存年数を見直したため	個人情報記録の名称のうち「使用開始届に（通年プール）」を追加し、「プール使用開始届出事項変更届」から「プール使用開始届出事項変更届（通年プール）」に変更し、保存年数を「3年保存」から「永年保存」に変更し、「プール休場・再開・廃止届」（永年保存）を「プール休場・再開届（通年プール）」（永年保存）と「プール廃止届（通年プール）」（10年保存）に分割する また、「プール使用開始届（季節プール）」、「プール使用開始届出事項変更届（季節プール）」、「プール休場・再開届（季節プール）」、「プール廃止届（季節プール）」（それぞれ5年保存）を追加する	平成31年4月1日
9	生活衛生課	特定建築物届出受付業務	個人情報記録の名称及び保存年数を見直したため	個人情報記録の名称のうち「特定建築物変更届」及び「給水用防錆剤使用開始（変更・廃止）届」の保存年数を「5年保存」から「永年保存」に変更し、「特定建築物立入検査票」（3年保存）を追加する	平成31年4月1日
10	生活衛生課	建築物事業登録受付等業務	個人情報記録の名称を見直したため	個人情報記録の名称のうち「変更届出書」、「事業廃止届出書」、「登録証明書再交付申請書」、「実績報告書」（それぞれ10年保存）、「登録営業所立入検査票」（3年保存）を追加する	平成31年4月1日
11	生活衛生課	環境衛生に係る相談業務	個人情報記録の保存年数を見直したため	個人情報記録の名称のうち「相談等受付票」の保存年数を「3年保存」から「5年保存」に変更する	平成31年4月1日
12	国民健康保険課	療養給付関係業務	埼玉県による保険給付の点検調査等実施に伴い、国民健康保険法の規定に基づく情報提供を行うため	個人情報の提供を「無」から「有」に変更し、埼玉県保健医療部国保医療課へ、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、病院等の名称及び住所、保険給付の審査及び支払いに関する情報の外部提供を開始する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
13	国民健康保険課	療養費支給業務	埼玉県による保険給付の点検調査等実施に伴い、国民健康保険法の規定に基づく情報提供を行うため	個人情報の提供を「無」から「有」に変更し、埼玉県保健医療部国保医療課へ、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、病院等の名称及び住所、保険給付の審査及び支払いに関する情報の外部提供を開始する	平成31年4月1日
14	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	組織改正に伴い、国保収納課が新設され、国民健康保険課より、国民健康保険税滞納整理業務が移管されたため登録内容を修正するもの また、滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険課にて保有する国民健康保険税滞納者の各情報を利用する必要があることから目的外利用を開始するもの	担当課を「国民健康保険課」から「国保収納課」に、登録番号を「265-007」から「267-001」に、個人情報保護管理責任者名を「国民健康保険課長」から「国保収納課長」に修正 国民健康保険課から、国民健康保険資格業務、国民健康保険賦課業務、療養給付関係業務、高額療養費支給業務、療養費支給業務、不当・不正利得整理業務、出産育児一時金・葬祭費他支給業務、高額療養費受領委任払い業務及び高額介護合算療養費支給業務に関する情報の目的外利用を開始する	平成31年4月1日
15	環境総務課	川口市地球温暖化対策活動支援金交付業務	組織改正により、地球温暖化対策室から事務が移管され、それに伴い目的外利用について見直しを行ったため	担当課を「地球温暖化対策室」から「環境総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「地球温暖化対策室長」から「環境総務課長」に変更し、固定資産税課から受けた、氏名、住所、納税状況に関する情報の目的外利用を廃止する	平成31年4月1日
16	環境総務課	環境啓発事業	組織改正により、地球温暖化対策室から事務が移管され、それに伴い外部提供について見直しを行ったため	担当課を「地球温暖化対策室」から「環境総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「地球温暖化対策室長」から「環境総務課長」に、外部提供先を「こどもエコクラブ全国事務局、埼玉県温暖化対策課」から「こどもエコクラブ全国事務局」に変更する	平成31年4月1日
17	産業振興課	住宅宿泊事業に関する業務	事務の見直しを行い、届出を行う者の負担を軽減するため、住民票写しの提出を求めず、市民課から必要な個人情報を目的外利用することで、要件の確認を行うこととしたため	収集の方法に「目的外」を追加し、市民課から、氏名、住所、生年月日、続柄に関する情報の目的外利用を開始する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
18	上下水道総務課	上下水道事業運営審議会	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（水道総務課が取り扱っていた当該業務を上下水道総務課へ移管するもの）	担当課を「上下水道総務課」に、登録番号を「950-002」に、業務の名称を「上下水道事業運営審議会」に、個人情報保護管理責任者名を「上下水道総務課長」に、個人情報記録の名称を「上下水道事業運営審議会関係書」に修正する	平成31年4月1日
19	上下水道総務課	日本水道協会表彰者（功劳賞・特別賞）推薦業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（水道総務課が取り扱っていた当該業務を上下水道総務課へ移管するもの）	担当課を「上下水道総務課」に、登録番号を「950-003」に、業務の名称を「日本水道協会表彰者（功劳賞・特別賞）推薦業務」に、対象者の範囲を「上下水道事業管理者、審査基準に該当する職員」に、個人情報保護管理責任者名を「上下水道総務課長」に、外部提供の方法を「電磁的記録」に修正する	平成31年4月1日
20	上下水道総務課	日本水道協会永年勤続者表彰推薦業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（水道総務課が取り扱っていた当該業務を上下水道総務課へ移管するもの）	担当課を「上下水道総務課」に、登録番号を「950-004」に、対象者の範囲を「審査基準に該当する職員」に、個人情報保護管理責任者名を「上下水道総務課長」に、外部提供の方法を「電磁的記録」に修正する	平成31年4月1日
21	上下水道総務課	日本水道協会関東地方支部表彰者（功劳賞・特別賞・有効賞）推薦業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（水道総務課が取り扱っていた当該業務を上下水道総務課へ移管するもの）	担当課を「上下水道総務課」に、登録番号を「950-005」に、対象者の範囲を「上下水道事業管理者、審査基準に該当する職員」に、個人情報保護管理責任者名を「上下水道総務課長」に、個人情報記録の名称を「日本水道協会関東地方支部関係書」に、外部提供をする理由を「日本水道協会関東地方支部表彰者の推薦に必要な情報であるため」に、外部提供の方法を「電磁的記録」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
22	上下水道総務課	日本水道協会埼玉県支部表彰者（功労賞・有効賞）推薦業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（水道総務課が取り扱っていた当該業務を上下水道総務課へ移管するもの）	担当課を「上下水道総務課」に、登録番号を「950-006」に、業務の名称を「日本水道協会埼玉県支部表彰者（功労賞・有効賞）推薦業務」に、対象者の範囲を「審査基準に該当する事業体又は職員」に、個人情報保護管理責任者名を「上下水道総務課長」に、個人情報記録の名称を「日本水道協会埼玉県支部関係書」に、外部提供をする理由を「日本水道協会埼玉県支部表彰者の推薦に必要な情報であるため」に、外部提供の方法を「電磁的記録」に修正する	平成31年4月1日
23	上下水道総務課	水道ポスターコンクール業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（水道総務課が取り扱っていた当該業務を上下水道総務課へ移管するもの）	担当課名を「上下水道総務課」に、登録番号を「950-007」に、対象者の範囲を「市内小学校4年生」に、利用目的を「水道ポスターコンクールにおける作品の審査や表彰、展示のため」に、個人情報保護管理責任者名を「上下水道総務課長」に修正する	平成31年4月1日
24	上下水道総務課	水道事業利用者調査業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（水道総務課が取り扱っていた当該業務を上下水道総務課へ移管するもの）	担当課名を「上下水道総務課」に、登録番号を「950-008」に、収集の方法から本人収集を「無」に、収集・記録される個人情報の項目、基本的事項のうち電話番号及び識別番号を「無」に、電算処理を「有」に、個人情報保護管理責任者名を「上下水道総務課長」に、個人情報記録を「水道ビジョン関係書」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
25	上下水道総務課	水道学習環境整備事業（水の学習会）	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（水道総務課が取り扱っていた当該業務を上下水道総務課へ移管するもの）	担当課を「上下水道総務課」に、登録番号を「950-009」に、利用目的を「上下水道への知識を深める学習会を開催するため」に修正する 収集・記録される個人情報の項目のうち、基本的事項に「性別」を追加し、「生年月日」を「年齢」に、電算処理を「有」に、個人情報保護管理責任者名を「上下水道総務課長」に修正する 記録形態に「電磁的記録」を追加する	平成31年4月1日
26	上下水道総務課	災害時支援協力員制度業務	災害時支援組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（水道総務課が取り扱っていた当該業務を上下水道総務課へ移管するもの）協力員制度業務	担当課を「上下水道総務課」に、登録番号を「950-010」に、対象者の範囲を「上下水道局（旧水道局・旧下水道部）にて業務を経験したことのある退職者」に、利用目的を「退職者による災害時支援協力員の拡充を図るため」に、電算処理を「有」に、個人情報保護管理責任者名を「上下水道総務課長」に修正する	平成31年4月1日
27	財務課	工事・業務委託等契約関係業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（下水道管理課が取り扱っていた当該業務を財務課へ一部移管するもの）	登録番号を「953-001」に修正する	平成31年4月1日
28	料金課	料金収納システム業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（水道サービス課が取り扱っていた当該業務を料金課へ移管するもの）	担当課名を「料金課」に、登録番号を「956-001」に、個人情報保護管理責任者名を「料金課長」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
29	料金課	公共下水道受益者負担金に関する業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（下水道管理課が取り扱っていた当該業務を料金課へ移管するもの）	担当課名を「料金課」に、登録番号を「956-002」に、個人情報保護管理責任者名を「料金課長」に修正する	平成31年4月1日
30	料金課	下水道使用料業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（下水道管理課が取り扱っていた当該業務を料金課へ一部移管するもの）	担当課名を「料金課」に、登録番号を「956-003」に、個人情報保護管理責任者名を「料金課長」に修正する	平成31年4月1日
31	上水道維持課	私道内給水管布設替整備補助金交付業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-001」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日
32	上水道維持課	給水に関する業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-002」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
33	上水道維持課	給水装置工事事業者指定業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-003」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日
34	上水道維持課	宅地内漏水修繕業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-004」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日
35	上水道維持課	漏水調査委託	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-005」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日
36	上水道維持課	マッピングシステム業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの） 業務の見直しを行うもの	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-006」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
37	上水道維持課	業務委託契約書業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-007」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日
38	上水道維持課	私道埋設水道管維持管理承認業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-008」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日
39	上水道維持課	道路工事の立合業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-009」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日
40	上水道維持課	漏水修理業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-010」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
41	上水道維持課	工事等事前協議業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-011」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日
42	上水道維持課	配水管等の探知業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-012」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日
43	上水道維持課	給配水管の維持管理業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-013」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日
44	上水道維持課	私道内老朽給水管布設替業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（給水管理課が取り扱っていた当該業務を上水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「上水道維持課」に、登録番号を「960-014」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道維持課長」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
45	上水道建設課	配水管布設工事	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（施設課が取り扱っていた当該業務を上水道建設課へ移管するもの）	担当課名を「上水道建設課」に、登録番号を「963-001」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道建設課長」に、利用目的にかかっている根拠規定を「川口市上下水道局契約基準約款」に修正する	平成31年4月1日
46	上水道建設課	配水管布設工事 設計業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（施設課が取り扱っていた当該業務を上水道建設課へ移管するもの）	担当課名を「上水道建設課」に、登録番号を「963-002」に、個人情報保護管理責任者名を「上水道建設課長」に修正する	平成31年4月1日
47	浄水課	浄配水場整備工事 業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「966-001」に修正する	平成31年4月1日
48	浄水課	浄配水場点検委託 業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「966-002」に修正する	平成31年4月1日
49	浄水課	火災等対応業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「966-003」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
50	下水道維持課	川口市建設工事請負契約基準約款に基づく工事等監督業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「969-002」に修正する	平成31年4月1日
51	下水道維持課	工場排水の監視規制業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「969-002」に修正する	平成31年4月1日
52	下水道維持課	排水設備確認申請業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「950-003」に、利用目的を「排水設備に関連する申請書の業務の資料として身元の確認や建物の状況等を収集するため」に、利用目的以外の目的のための利用を「無」に、個人情報の提供を「有」に、個人情報記録の一覧を修正する	平成31年4月1日
53	下水道維持課	指定排水設備工事店及び責任技術者関連業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「969-004」に修正する	平成31年4月1日
54	下水道維持課	水洗便所改造資金利子助成業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「969-005」に、登録業務名を「水洗便所改造資金利子助成業務」に、利用目的を「水洗便所改造資金利子等助成において、助成者の身元確認及び事務連絡等に使用するため」に、電算処理を「無」に、個人情報記録の一覧を修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
55	下水道維持課	私道共同排水設備整備補助金交付業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「969-006」に、個人情報記録の一覧を修正する 収集の方法に「他の実施機関」を、収集・記録される項目に「上下水道料金収納状況」、「水栓番号」を追加する	平成31年4月1日
56	下水道維持課	下水道維持管理業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「969-007」に修正する	平成31年4月1日
57	下水道維持課	水洗便所改造資金補助金業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「969-008」に、目的外による収集を「無」に、他の実施機関からの収集を「有」に修正する	平成31年4月1日
58	下水道維持課	下水道使用開始（変更）届受理業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（下水道管理課が取り扱っていた455-005の業務の一部を下水道維持課へ移管するもの）	登録番号を「969-009」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
59	下水道維持課	水洗化促進活動に関する業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（下水道管理課が取り扱っていた当該業務を下水道維持課へ移管するもの）	担当課名を「下水道維持課」に、登録番号を「969-010」に、個人情報保護管理責任者名を「下水道維持課長」に、収集の方法の目的外を「無」に、他の実施機関を「有」に、個人情報記録の一覧を修正する	平成31年4月1日
60	下水道建設課	委託業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（下水道推進課が取り扱っていた当該業務を下水道建設課へ移管するもの）	担当課名を「下水道建設課」に、登録番号を「972-001」に、個人情報保護管理責任者名を「下水道建設課長」に、外部委託の項目を「無」に修正する 収集・記録される個人情報の項目より「資産状況」を削除する	平成31年4月1日
61	下水道建設課	実施設計	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（下水道推進課が取り扱っていた当該業務を下水道建設課へ移管するもの）	担当課名を「下水道建設課」に、登録番号を「972-002」に、個人情報保護管理責任者名を「下水道建設課長」に修正する	平成31年4月1日
62	下水道建設課	環境調査	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（下水道推進課が取り扱っていた当該業務を下水道建設課へ移管するもの）	担当課名を「下水道建設課」に、登録番号を「972-003」に、個人情報保護管理責任者名を「下水道建設課長」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
63	下水道建設課	管渠築造工事	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため（下水道推進課が取り扱っていた当該業務を下水道建設課へ移管するもの）	担当課名を「下水道建設課」に、登録番号を「972-004」に、個人情報保護管理責任者名を「下水道建設課長」に修正する 対象者の範囲から「工事担当職員」を削除する	平成31年4月1日
64	ポンプ場管理センター	研修業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「975-001」に修正する	平成31年4月1日
65	ポンプ場管理センター	施設関係届出書業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「975-002」に修正する 市長部局から上下水道局となったことに伴い、予防課へ行っていた、氏名、生年月日、免許、経歴に関する情報の目的外利用を廃止し、同内容の外部提供を開始する	平成31年4月1日
66	ポンプ場管理センター	工事請負関係業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「975-003」に修正する	平成31年4月1日
67	ポンプ場管理センター	修繕契約関係業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「975-004」に修正する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
68	ポンプ場管理センター	修繕契約関係業務	組織改正により、水道部・下水道部を廃止し、新たに上下水道局を設置したことにより、課・係・業務が再編成されたことに伴い、従来登録されていた水道部・下水道部の個人情報取扱業務登録について、内容を修正する必要があるため	登録番号を「975-005」に修正する	平成31年4月1日
69	生涯学習課	生涯学習プラザ運営審議会に関する業務	婦人会館閉館に伴い、生涯学習プラザに業務が移管されたため	業務の名称を「婦人会館運営審議会に関する業務」から「生涯学習プラザ運営審議会に関する業務」に、対象者の範囲を「婦人会館運営審議会委員」から「生涯学習プラザ運営審議会委員」に、個人情報保護管理責任者名を「婦人会館長」から「生涯学習プラザ館長」に、個人情報記録の名称を「婦人会館運営審議会委員名簿」から「生涯学習プラザ運営審議会委員名簿」に、「婦人会館運営審議会会議出席者名簿」から「生涯学習プラザ運営審議会会議出席者名簿」に、「婦人会館運営審議会会議録」から「生涯学習プラザ運営審議会会議録」にそれぞれ変更する	平成31年4月1日
70	生涯学習課	生涯学習プラザ事業に関する業務	婦人会館閉館に伴い、生涯学習プラザに業務が移管されたため	業務の名称を「婦人会館事業に関する業務」から「生涯学習プラザ事業に関する業務」に、個人情報保護管理責任者名を「婦人会館長」から「生涯学習プラザ館長」に変更する	平成31年4月1日
71	生涯学習課	生涯学習プラザ使用許可に関する業務	婦人会館閉館に伴い、生涯学習プラザに業務が移管されたため	業務の名称を「婦人会館使用許可に関する業務」から「生涯学習プラザ使用許可に関する業務」に、個人情報保護管理責任者名を「婦人会館長」から「生涯学習プラザ館長」に変更する	平成31年4月1日
72	生涯学習課	文化祭に関する業務（生涯学習プラザ）	婦人会館閉館に伴い、生涯学習プラザに業務が移管されたため	業務の名称を「文化祭に関する業務（婦人会館）」から「文化祭に関する業務（生涯学習プラザ）」に、個人情報保護管理責任者名を「婦人会館長」から「生涯学習プラザ館長」に変更する	平成31年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
73	学務課	夜間中学関係業務	川口市立芝西中学校陽春分校（夜間中学）の生徒の入学事務、在籍生徒の除籍に関する事務手続を行う際に、他市町村が行う教育負担金の応分負担に必要な、生徒の学籍等に関する情報を提供するため	個人情報の提供を「無」から「有」へ変更し、在籍生徒の居住する市町村へ、氏名、住所、生年月日、年齢に関する情報の外部提供を開始する	平成31年4月1日
74	学校保健課	学校給食業務	緊急時などの業務連絡を円滑に行うため、給食従事者パートタイマーよりメールアドレスを収集するもの登録内容の見直しを行うもの	「収集・記録される個人情報の項目」の「基本的事項」に「メールアドレス」を追加する 個人情報記録の名称を「検便結果報告書」から「業務委託契約関係書兼完了報告書（腸内細菌検査委託）」に、保存年限を「1年」から「5年」に修正する	平成31年4月1日
75	医療センター事務局医事課	がん登録業務	組織改正により医療情報課が廃止となり、当該業務を医事課が担当することになったため	担当課を「医療情報課」から「医事課」に、個人情報保護管理責任者名を「医療情報課長」から「医事課長」に変更する	平成31年4月2日
76	資源循環課	浄化槽清掃関係業務	環境保全課で行う浄化槽法関係届出書受理業務において、浄化槽管理台帳へ記載する維持管理情報に、浄化槽清掃・保守点検状況の情報が必要なため、目的外利用をさせるもの	目的外利用を「無」から「有」に変更する	令和元年5月20日
77	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	浄化槽管理者の浄化槽清掃・保守点検状況を把握し、浄化槽管理台帳への維持管理情報の入力を行い、効率的な助言・指導を行うため	資源循環課から、氏名、住所に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年5月20日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
78	福祉総務課	プレミアム付商品券業務	プレミアム付商品券の交付状況に関する情報を、他の都道府県及び市区町村等へ提供を行うとともに、関係各課から提供を受けた情報をもとに、申請書送付対象者の抽出や申請受付管理、購入引換券の送付などの処理を委託業者が行うため	<p>個人情報の提供及び外部委託を「無」から「有」へ変更する</p> <p>都道府県、市区町村の福祉事務所等へ、氏名、住所、生年月日、プレミアム付商品券交付状況に関する情報の外部提供を開始する</p> <p>他の都道府県、市区町村のプレミアム付商品券関係課へ、氏名、住所、生年月日、プレミアム付商品券購入(停止)に関する情報の外部提供を開始する</p> <p>当該委託業務に係る受注者へ、氏名、住所、生年月日、性別、続柄、本籍・国籍、識別番号、施設入所状況、生活保護受給状況、所得情報、扶養情報、賦課情報、中国残留邦人等支援給付受給状況に関する情報の外部提供を開始する</p>	令和元年5月22日
79	障害福祉課	障害者指導・相談業務	虐待対応を含め必要な指導・相談を行うにあたり、子育て相談課における相談支援記録の確認を行うため	<p>対象者の範囲と利用目的において、「障害者」を「障害者(児)」に変更し、個人情報記録名称のうち、「面接記録票」を「身体障害者更生指導台帳」へ変更し、「自動車税減免申請書」及び「面接記録票」を削除し、「こども生活支援台帳」及び「精神障害者居宅生活支援台帳」を追加する</p> <p>また、子育て相談課から指名、住所、生年月日、性別、相談支援記録に関する情報の目的外利用を開始する</p>	令和元年6月1日
80	子育て相談課	家庭児童相談業務	障害福祉課の障害者指導・相談業務において、虐待対応を含め必要な指導・相談を行うにあたり、子育て相談課における相談支援記録の確認が必要なため	目的外利用を「無」から「有」に変更する	令和元年6月1日
81	生活衛生課	動物に関する相談業務	埼玉県中央家畜保健衛生所に、家畜を飼育する者の情報を提供することに伴い、新たに外部提供を開始するため	個人情報の提供を「無」から「有」へ変更し、埼玉県中央家畜保健衛生所へ、氏名、住所、電話番号、所有動物に関する情報の外部提供を開始する	令和元年7月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
82	長寿支援課	外国人高齢者等福祉手当業務	国民年金法の一部改正により、受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、これまで国民年金の受給資格のなかった者が、受給者となる場合があることから、新規申請及び現況届提出時に公的年金を受給していないことの確認を行うため	収集の方法に「本人以外」を、本人以外による収集の根拠に「本人同意」を、収集・記録される個人情報の項目に「収入状況」を追加し、市民税課から収入状況に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年7月9日
83	企画経営課	基幹統計調査関係業務	基幹統計調査関係業務実施に伴い、住民基本台帳の情報及び国民健康保険の加入情報が必要なため	収集・記録される個人情報の項目に「続柄」及び「保険の加入状況」を追加し、「賞罰」を削除する また、市民課及び国民健康保険課から氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢、国民健康保険の加入状況、宛名番号に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年7月16日
84	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	浄化槽管理台帳情報を新しい浄化槽管理台帳システムに反映、整備することに伴い、入力業務を外部委託するため	個人情報の提供を「無」から「有」に、外部委託を「無」から「有」に変更し、一般社団法人全国浄化槽団体連合会へ、氏名、住所、電話番号に関する情報の外部提供を開始する	令和元年7月16日
85	庶務課	奨学資金貸付業務	市内企業に従事する奨学資金貸与者を把握するため	市民税課から奨学金貸与者の勤務先名称及び住所に関する情報の外部提供を開始する	令和元年9月10日
86	地域保健センター	1歳6か月児健康診査業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日
87	地域保健センター	1歳6か月児歯科健康診査業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日
88	地域保健センター	3・4か月児健康診査業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日
89	地域保健センター	3歳児健康診査業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
90	地域保健センター	赤ちゃん相談業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日
91	地域保健センター	妊産婦・新生児訪問指導業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日
92	地域保健センター	妊婦一般健康診査業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日
93	地域保健センター	母子保健手帳交付業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日
94	地域保健センター	母子訪問指導業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日
95	地域保健センター	予防接種業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日
96	地域保健センター	幼児相談業務	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るため	子育て相談課から、相談記録及び訪問結果に関する情報の目的外利用を開始する	令和元年10月15日
97	開発審査課	ワンルームマンションの建築計画関係業務	ワンルームマンションの適正な利用状況を把握することを目的に、管理段階の入居者情報の実態調査や統計調査を行うため	対象者の範囲に「入居者」を、利用目的に「ワンルームマンションの適正な利用状況を把握するため、管理段階の入居者情報の実態調査や統計調査を行う趣旨」を、収集・記録される個人情報項目に「性別」、「生年月日」を追加する	令和元年10月15日
98	福祉総務課	プレミアム付商品券業務	生活福祉1課・2課が要保護者の商品券購入状況調査を行うため、目的外利用させるもの	目的外利用を「無」から「有」に変更する	令和元年11月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
99	住宅政策課	空き家対策業務	収集した個人情報の調査・分析を業務委託するため	外部提供を「無」から「有」に変更する 当該業務に係る委託先へ空き家対策業務に関する情報の外部提供を開始する	令和2年1月21日
100	協働推進課	配偶者等からの暴力に関する相談業務	協働推進課で行う児童虐待対応に伴う支援実施において、目的外利用を行うため	子育て相談課から、相談記録に関する情報の目的外利用を開始する	令和2年3月1日
101	契約課	入札（見積）参加資格審査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川口市入札（見積）参加資格審査をする際、参加資格申請者の経営状況を把握するため、資格の有効期間中において、当該申請者に対し特別債権回収課が保有する債権の納付状況を確認するもの ・ 登録内容の見直しを行うもの 	収集・記録される個人情報の項目中「税の納付状況」を「税及び債権の納付状況」に変更し、個人情報記録名称のうち、「物品入札（見積）参加資格審査申請書」及び「物品入札（見積）参加資格審査申請書変更届」の保存期間を「3年」から「1年」に変更し、特別債権回収課から氏名、住所、生年月日、滞納状況に関する情報の目的外利用を開始する	令和2年3月26日

表-13 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	水道総務課	上下流交流事業	当該事業が終了したため	平成31年3月31日
2	水道総務課	応急給水・復旧体制の整備事業	当該事業が終了したため	平成31年3月31日
3	浄水課	民間井戸水質検査業務	業務が終了したため	平成31年3月31日
4	下水道管理課	研修関係業務	組織改正により当該業務が上下水道総務課へ移管されたため	平成31年3月31日
5	下水道管理課	業務委託・工事等契約関係業務	組織改正により当該業務が各担当課へ移管されたため	平成31年3月31日
6	下水道管理課	上下水道事業運営審議会関係業務	組織改正により当該業務が上下水道総務課へ移管されたため	平成31年3月31日
7	下水道管理課	下水道使用料業務	組織改正により当該業務が上下水道総務課へ移管されたため	平成31年3月31日
8	下水道推進課	職員研修	組織改正により当該業務が上下水道総務課へ移管されたため	平成31年3月31日
9	生涯学習課	青少年会館事業に関する業務	青少年会館閉館に伴い、生涯学習プラザに業務が移管されたため	平成31年3月31日
10	生涯学習課	青少年会館使用許可に関する業務	青少年会館閉館に伴い、生涯学習プラザに業務が移管されたため	平成31年3月31日
11	生涯学習課	婦人会館事業に関する業務	婦人会館閉館に伴い、生涯学習プラザに業務が移管されたため	平成31年3月31日

表-13 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
12	生涯学習課	婦人会館使用許可に関する業務	婦人会館閉館に伴い、生涯学習プラザに業務が移管されたため	平成31年3月31日

(4) 保有個人情報の目的外利用等の状況

保有個人情報の適正な取扱いの基本的なルールのひとつに、保有個人情報の利用及び提供の制限があります。保有個人情報は、個人情報取扱業務の目的の範囲内で、適法かつ公正に収集されなければならないことを原則としていることから、収集された保有個人情報の利用についても、その目的に沿ったものでなければなりません。そこで、実施機関は、原則として、収集した保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしてはならないと定めています。

ただし、全ての個人情報取扱業務にこの原則を適用すると、業務ごとに同一の個人から同じ情報を何度も収集することになり、市民の負担の増大や行政の効率的運用の阻害などの問題が生じるおそれがあります。このため、例外として、一定の制限の範囲内であれば、収集目的以外に利用したり、外部提供したりすることができることになっています。

個人情報保護条例第8条第2項の規定により、実施機関が目的外利用又は外部提供をしたときは、その業務の名称、目的外利用等をした理由等を、情報公開・個人情報保護運営審議会に報告することになっています。

なお、令和元年度の実施機関別の件数は表－14、保有個人情報目的外利用等の内容は表－15のとおりです。

表－14 保有個人情報目的外利用等の報告件数

実施機関	令和元年度中報告件数		令和元年度末報告件数
	目的外利用	外部提供	
市長	45	13	1,363
教育委員会	0	1	72
選挙管理委員会	0	0	16
公平委員会	0	0	3
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	23
固定資産評価審査委員会	0	0	2
上下水道事業管理者	0	0	35
病院事業管理者	0	0	55
議会	0	0	2
全庁共通	0	0	3
合計	45	14	1,574

表-15 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外	子ども総務課	保育所等施設整備業務	平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	保育所等用地に係る固定資産税の減免に関する事務を行うに当たり、減免申請書の送付先情報を取得する必要があるため
2	市民課	住民基本台帳業務	目的外	産業振興課	住宅宿泊事業に関する業務	平成31年4月1日	本人同意	当該事業の届出者の要件とされる、「現に人の生活の本拠として使用されている家屋等」に該当するか確認するため
3	国民健康保険課	療養給付関係業務	外部提供	埼玉県保健医療部国保医療課		平成31年4月1日	法令等（国民健康保険法第75条の3）相当の理由・権利利益を害しない	埼玉県による保険給付の点検調査等実施に伴い、国民健康保険法の規定に基づく情報提供を行うため
4	国民健康保険課	療養費支給業務	外部提供	埼玉県保健医療部国保医療課		平成31年4月1日	法令等（国民健康保険法第75条の3）相当の理由・権利利益を害しない	埼玉県による保険給付の点検調査等実施に伴い、国民健康保険法の規定に基づく情報提供を行うため
5	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	目的外	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険税滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険課にて保有する国民健康保険税滞納者の各情報が必要となることから、当該情報を利用するため
6	国民健康保険課	国民健康保険賦課業務	目的外	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険税滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険課にて保有する国民健康保険税滞納者の各情報が必要となることから、当該情報を利用するため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
7	国民健康保険課	療養給付関係業務	目的外	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険税滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険課にて保有する国民健康保険税滞納者の各情報が必要となることから、当該情報を利用するため
8	国民健康保険課	高額療養費支給業務	目的外	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険税滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険課にて保有する国民健康保険税滞納者の各情報が必要となることから、当該情報を利用するため
9	国民健康保険課	療養費支給業務	目的外	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険税滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険課にて保有する国民健康保険税滞納者の各情報が必要となることから、当該情報を利用するため
10	国民健康保険課	不当・不正利得整理業務	目的外	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険税滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険課にて保有する国民健康保険税滞納者の各情報が必要となることから、当該情報を利用するため
11	国民健康保険課	出産育児一時金・葬祭費他支給業務	目的外	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険税滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険課にて保有する国民健康保険税滞納者の各情報が必要となることから、当該情報を利用するため
12	国民健康保険課	高額療養費受領委任払い業務	目的外	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険税滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険課にて保有する国民健康保険税滞納者の各情報が必要となることから、当該情報を利用するため
13	国民健康保険課	高額介護合算療養費支給業務	目的外	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険税滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険課にて保有する国民健康保険税滞納者の各情報が必要となることから、当該情報を利用するため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
14	資源循環課	川口市一般廃棄物処理基本計画改訂業務	外部提供	当該委託業務に係る受注者		平成31年4月1日	審議会（平成31年3月6日答申）	市民アンケートを業務委託にて行うことから、抽出した対象者の情報を委託先に提供する必要のあるため
15	学務課	夜間中学関係業務	外部提供	在籍生徒の居住する市町村		平成31年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	川口市立芝西中学校陽春分校（夜間中学）の生徒の入学事務、在籍生徒の除籍に関する事務手続を行う際に、他市町村が行う教育負担金の応分負担に必要な、生徒の学籍等に関する情報を提供するため
16	市民税課	市・県民税賦課調定業務	目的外	福祉総務課	プレミアム付商品券業務	令和元年5月15日	本人同意相当の理由・権利利益を害しない	プレミアム付商品券申請者等の課税情報等を確認し、プレミアム付商品券購入の案内・審査等を行うため
17	福祉総務課	プレミアム付商品券業務	外部提供	都道府県、市区町村の福祉事務所等		令和元年5月22日	法令等（生活保護法第29条）相当の理由・権利利益を害しない	生活保護法の規定により、各福祉事務所等から照会があった者へのプレミアム付商品券の交付状況に関する情報を提供するため
18	福祉総務課	プレミアム付商品券業務	外部提供	他の都道府県、市区町村のプレミアム付商品券関係課		令和元年5月22日	本人同意相当の理由・権利利益を害しない	特段の事情がある者（DV被害者、施設入所児童等）のプレミアム付商品券購入（停止）情報を共有し、対象者が適切にプレミアム付商品券を購入できるようにするため
19	福祉総務課	プレミアム付商品券業務	外部提供	当該委託業務に係る受注者		令和元年5月22日	審議会（平成31年3月6日答申）	各課から提供を受けた保有情報をもとに、申請書送付対象者の抽出や申請受付管理、購入引換券の送付などの処理を委託業者が行うため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
20	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	障害福祉課	家庭児童相談業務	令和元年6月1日	相当の理由・権利利益を害しない	障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、虐待対応を含め必要な指導・相談を行うにあたり、子育て相談課における相談支援記録の確認を行うもの
21	生活衛生課	動物に関する相談業務	外部提供	埼玉県中央家畜保健衛生所		令和元年7月1日	相当の理由・権利利益を害しない	埼玉県中央家畜保健衛生所において、家畜を飼育する者の情報を把握するため
22	市民税課	市・県民税賦課調定業務	目的外	長寿支援課	外国人高齢者等福祉手当業務	令和元年7月9日	相当の理由・権利利益を害しない	国民年金法の一部改正により、受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、これまで国民年金の受給資格のなかった者が、受給者となる場合があることから、新規申請及び現況届提出時に公的年金を受給していないことの確認を行うため
23	市民課	住民基本台帳業務	目的外	企画経営課	基幹統計調査関係業務	令和元年7月16日	法令等（統計法第30条）相当の理由・権利利益を害しない	業務に係る資料・通知の作成に必要な情報であるため
24	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	目的外	企画経営課	基幹統計調査関係業務	令和元年7月16日	法令等（統計法第30条）相当の理由・権利利益を害しない	業務に係る資料・通知の作成に必要な情報であるため
25	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	外部提供	一般社団法人全国浄化槽団体連合会		令和元年7月16日	審議会（平成31年3月6日答申）	浄化槽管理台帳情報を新しい浄化槽管理台帳システムに反映、整備することに伴い、入力業務を外部委託するため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
26	市民税課	市・県民税賦課調定業務	目的外	子ども総務課	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給業務	令和元年8月1日	本人同意相当の理由・権利利益を害しない	市・県民税賦課調定業務の各所得額及び控除額等により審査を行い、給付金の支給・不支給の決定を行うため
27	市民課	住民基本台帳業務	目的外	子ども総務課	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給業務	令和元年8月1日	本人同意相当の理由・権利利益を害しない	住民基本台帳業務の情報により、申請者の特定及び各種通知書の宛先印字のため
28	子ども育成課	児童扶養手当業務	目的外	子ども総務課	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給業務	令和元年8月1日	本人同意相当の理由・権利利益を害しない	児童扶養手当業務の情報により、児童扶養手当の受給状況の確認及び支給時の振込先情報取得のため
29	農政課	農地関係台帳業務	外部提供	農政課	農業者あて情報提供業務	令和元年8月2日	相当の理由・権利利益を害しない	農政関係情報を市内農業者へ提供するため
30	税制課	ふるさと寄附金事業関係業務	外部提供	ふるさと寄附金事業受託事業者		令和元年8月20日	本人同意審議会（平成31年3月6日答申）	インターネットサイトでの寄付の受付やクレジットカード決済による納付の導入とともに、返礼品の贈呈を始めるにあたり業務委託を行うため
31	市民税課	市・県民税賦課調定業務	外部提供	庶務課	奨学資金貸付業務	令和元年9月10日	相当の理由・権利利益を害しない	市内企業に従事する奨学資金貸与者を把握するため
32	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	1歳6か月児健康診査業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
33	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	1歳6か月児健康診査業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
34	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	1歳6か月児歯科健康診査業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
35	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	1歳6か月児歯科健康診査業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
36	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	3・4か月児健康診査業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
37	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	3・4か月児健康診査業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
38	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	3歳児健康診査業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
39	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	3歳児健康診査業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
40	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	赤ちゃん相談業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
41	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	赤ちゃん相談業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
42	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	妊産婦・新生児訪問指導業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
43	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	妊産婦・新生児訪問指導業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
44	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	妊婦一般健康診査業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
45	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	妊婦一般健康診査業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
46	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	母子保健手帳交付業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
47	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	母子保健手帳交付業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
48	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	母子訪問指導業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
49	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	母子訪問指導業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
50	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	予防接種業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
51	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	予防接種業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
52	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外	地域保健センター	幼児相談業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
53	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外	地域保健センター	幼児相談業務	令和元年10月15日	相当の理由・権利利益を害しない	母子保健法に基づく健康診査の実施に必要な情報の共有を図るもの
54	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外	区画整理課	土地区画整理事業企画調査業務	令和元年11月1日	相当の理由・権利利益を害しない	土地区画整理事業企画調査において、地区内の権利者に係る基礎データ等を作成するため
55	福祉総務課	プレミアム付商品券業務	目的外	生活福祉1課・2課	プレミアム付商品券業務	令和元年11月1日	法令等（生活保護法第29条）	生活保護法の規定に基づいて、要保護者の商品券購入状況の調査を行い、保護の認定審査をするため
56	区画整理課	土地区画整理事業企画調査業務	外部提供	当該委託業務に係る受注者		令和元年11月1日	審議会（平成31年3月6日答申）	土地区画整理事業企画調査に係る調書、図面等の資料作成を業務委託するため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
57	住宅政策課	空き家対策業務	外部提供	当該委託業務に係る受注者		令和2年1月21日	審議会 (平成31年3月6日答申)	業務委託によって、空家等の所有者の調査・分析を行うため
58	協働推進課	配偶者等からの暴力に関する相談業務	目的外	子育て相談課	配偶者等からの暴力に関する相談業務	令和2年3月1日	相当の理由・権利利益を害しない	児童虐待対応に伴う支援実施において、子育て相談課の相談記録が必要となるため
59	特別債権回収課	債権回収業務	目的外	契約課	入札（見積）参加資格審査業務	令和2年3月26日	本人同意	参加資格申請者の債権の納付状況を確認し、経営状況を把握するため

Ⅲ 情報公開・個人情報保護等審査会

1 情報公開・個人情報保護等審査会について

(1) 審査会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度における実施機関の決定に対して、請求者等から不服申立てがあったときに、公正な審査を行うための第三者機関として、「川口市情報公開・個人情報保護等審査会」を設置しています。

なお、平成28年度からは、行政不服審査法の規定に基づいて、同法の規定に基づく諮問の審査もしています。

(2) 審査会の委員

令和2年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	馬橋 隆紀	弁護士
会長職務代理	飯塚 肇	弁護士
委 員	田村 泰俊	大学教授

2 審査会の開催状況

回	開催年月日	内容
第20回	平成31年4月23日	個人情報保護諮問第6号及び7号の審査について (実施機関意見聴取、書面審査) 個人情報保護諮問第2号及び3号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第4号の審査について (答申(案)審査)
第21回	令和元年6月4日	個人情報保護諮問第2号及び3号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第4号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第6号及び7号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第8号の審査について (実施機関意見聴取、書面審査)
第22回	令和元年7月19日	個人情報保護諮問第2号及び3号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第4号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第6号及び7号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第8号の審査について (書面審査)

回	開催年月日	内容
第23回	令和元年8月22日	個人情報保護諮問第9号の審査について (実施機関意見聴取、書面審査) 行政不服審査諮問第10、11号の審査について (審査庁及び処分庁意見聴取、書面審査) 個人情報保護諮問第2号及び3号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第4号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第6号及び7号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第8号の審査について (書面審査)
第24回	令和元年10月8日	個人情報保護諮問第9号の審査について (口頭意見陳述、書面審査) 個人情報保護諮問第8号の審査について (書面審査)
第25回	令和元年11月5日	個人情報保護諮問第8号の審査について (書面審査) 個人情報保護諮問第9号の審査について (実施機関意見聴取、書面審査)
第26回	令和元年12月24日	行政不服審査諮問第12号の審査について (審査庁及び処分庁意見聴取、書面審査) 個人情報保護諮問第8号の審査について (書面審査) 行政不服審査諮問第10、11号の審査について (答申(案)についての審査) 個人情報保護諮問第9号の審査について (書面審査)
第27回	令和2年2月3日	行政不服審査諮問第12号の審査について (審査庁及び処分庁意見聴取、書面審査) 個人情報保護諮問第9号の審査について (答申(案)についての審査) 個人情報保護諮問第8号の審査について (答申(案)についての審査) 行政不服審査諮問第10、11号の審査について (答申(案)についての審査)
第28回	令和2年3月24日	行政不服審査諮問第13号の審査について (審査庁及び処分庁意見聴取、書面審査) 個人情報保護諮問第9号の審査について (答申(案)についての審査)

3 審査請求の状況

令和元年度の審査請求は、情報公開制度について0件、個人情報保護制度について2件ありました。

審査請求の内容

実施機関 担当課	審査請求案件名	諮問番号
市長 介護保険課	令和元年7月12日付「川介収第233号」保有個人情報部分開示決定	個人情報保護諮問 第9号
教育委員会 指導課	平成30年1月26日付「川教指収第1517-2号」保有個人情報部分開示決定	請求者と実施機関 で内容を確認中の ため、諮問をうけ ていない

4 審査会の答申

- (1) 「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に係る審査請求
- (2) 「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に係る審査請求
- (3) 「旧子育て支援課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に係る審査請求
- (4) 「請求者本人が中学1年のときに受けた理科の実験（小麦）に係る文書及び同実験に係る本人への対応が記載された文書」についての部分開示決定に係る審査請求
- (5) 「請求者本人に係る教育委員会と警察及び児童相談所とのやりとりがわかる文書全て」についての部分開示決定に係る審査請求

諮問番号：個人情報保護諮問第2号

答申番号：川情審査個情答申第2号

答 申

第1 審査会の結論

- 1 川口市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成30年3月2日付で行った保有個人情報部分開示決定は、妥当である。
- 2 請求人のその余の主張については、いずれも審査請求の対象とはならないので、本答申では判断を行わない。

第2 審査請求の経緯等

- 1 本件の請求人である〇〇〇〇氏は、平成29年12月25日付で、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項に基づき、実施機関に対し、「障害福祉課における請求人に関する全ての記録」の開示を請求した。
- 2 実施機関は、平成30年1月19日付で、条例第19条第1項に基づき、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する部分開示決定を行った。その後、実施機関は、同年2月21日、同年3月2日にそれぞれ前決定を取り消し、新たな部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 3 請求人は、平成30年6月3日付審査請求書を提出し、本件部分開示決定について審査請求をした。
- 4 実施機関は、平成30年7月3日、条例第30条第1項の規定により、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等（要旨）

1 請求人の請求の趣旨及び理由

- (1) 実施機関の不開示決定の理由には、不備がある。

最高裁判所平成4年12月10日の判決によれば、開示決定等の通知書に記載すべき不開示の理由としては、開示請求者において、条例所定の不開示

事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは十分でないとしている。

今回の決定は、不開示の理由の提示が十分ではない。

- (2) 当審査会の諮問第27号事件の答申は、本来刑事訴訟法の原則である一事不再理の原則を開示請求についても適用したものであり、審査委員の不作为であり、18年以上も継続して任用されている弊害である。
- (3) 今回の請求においては、前回の開示請求においては開示されたにもかかわらず、当初は開示されず2回目で開示されるなど開示の度に変更され、その判断は安定していない。

2 実施機関の弁明

実施機関は、平成30年7月3日付弁明書により、本件部分開示決定の内容及び理由について、次の通り弁明した。

- (1) 1の(1)については、根拠規定のみを記載したわけではなく、個人情報や相談機関の内容が限定されることがない範囲で、より具体的に記載している。
- (2) 1の(2)については、審査請求に係る部分に該当しない。
- (3) 1の(3)については、以前の開示がどの処分であり、どのような取扱いであったかは不明であるが、今回の部分開示決定は条例に従って行ったものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年7月 3日	諮問書の受理
平成30年8月15日	審議
平成30年8月24日	審議
平成30年9月25日	実施機関からの意見聴取、審議
平成30年11月6日	審議
平成31年1月31日	審議
平成31年3月12日	審議

平成31年4月23日	審議
令和元年6月4日	審議
令和元年7月19日	審議
令和元年8月22日	審議

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

1 理由の提示の不備について

- (1) 開示決定等の通知書に記載すべき「開示しない理由」については、単に不開示理由として、当該条文を示すだけでなく、その条文の不開示事由のどこに該当するかを示さなければならないとされている。
- (2) 請求人の引用する最高裁判例は東京都の旧条例についての事案であり、当時の条例では、不開示にできる場合と定めた第9条第8号は、長文の条文であり、対象となる文書の種類が13例、不開示にできる場合が6例挙げられていて、条文のみを示されただけでは、対象文書が具体的にどのような文書に該当し、それがどのような理由によって不開示とされたかを知ることはできないものであった。
- (3) しかしながら、川口市の条例で、不開示事由を定める第16条は、7号に分かれて規定され、各号でその対象となる文書や不開示理由が個別に示されていて、その該当各号の記載によっても不開示とされる理由がある程度は具体的に示されることになる。
- (4) さらに、実施機関は、不開示の理由について、該当条項とその条文の内容のみならず、その個人情報につき、許される範囲でより詳しい理由も付加して示している。
- (5) 請求人は、上記(3)と(4)の記載により不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知できるものであって、いずれの不開示理由も理由の提示として不十分であるとはいえない。

2 一事不再理に関する請求人の主張について

請求人の主張は、当審査会の過去の諮問事案についての判断や審査会につい

ての批判であり、本件審査請求の対象となるものではない。

3 不安定な判断について

(1) 実施機関における文書開示や不開示の判断が安定していることも必要ではあるが、その時々々の事情の変化等により、その判断が変更されたからといって、これが許されないものではない。

(2) ところで、請求人においては、前回の開示請求と今回の開示請求で実施機関の判断が異なるとの主張をするが、どの文書につき、前回の不開示事由と今回の不開示事由が異なっているかの具体的な主張がなされていないことから、本審査会においてはその判断するための資料がなく、審査をすることはできない。

4 よって、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和元年8月22日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

諮問番号：個人情報保護諮問第3号

答申番号：川情審査個情答申第3号

答 申

第1 審査会の結論

- 1 川口市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成30年3月2日付で行った保有個人情報部分開示決定は、妥当である。
- 2 請求人のその余の主張については、いずれも審査請求の対象とはならないので、本答申では判断を行わない。

第2 審査請求の経緯等

- 1 本件の請求人である〇〇〇〇氏は、平成29年12月25日付で、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項に基づき、実施機関に対し、「障害福祉課における請求人に関する全ての記録」の開示を請求した。
- 2 実施機関は、平成30年1月19日付で、条例第19条第1項に基づき、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する部分開示決定を行った。その後、実施機関は、同年2月21日、同年3月2日にそれぞれ前決定を取り消し、新たな部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 3 請求人は、平成30年6月3日付審査請求書を提出し、本件部分開示決定について審査請求をした。
- 4 実施機関は、平成30年7月3日、条例第30条第1項の規定により、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等（要旨）

1 請求人の請求の趣旨及び理由

- (1) 実施機関の不開示決定の理由には、不備がある。

最高裁判所平成4年12月10日の判決によれば、開示決定等の通知書に記載すべき不開示の理由としては、開示請求者において、条例所定の不開示

事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは十分でないとしている。

今回の決定は、不開示の理由の提示が十分ではない。

- (2) 当審査会の諮問第27号事件の答申は、本来刑事訴訟法の原則である一事不再理の原則を開示請求についても適用したものであり、審査委員の不作为であり、18年以上も継続して任用されている弊害である。
- (3) 今回の請求においては、前回の開示請求においては開示されたにもかかわらず、当初は開示されず2回目で開示されるなど開示の度に変更され、その判断は安定していない。

2 実施機関の弁明

実施機関は、平成30年7月3日付弁明書により、本件部分開示決定の内容及び理由について、次の通り弁明した。

- (1) 1の(1)については、根拠規定のみを記載したわけではなく、個人情報や相談機関の内容が限定されることがない範囲で、より具体的に記載している。
- (2) 1の(2)については、審査請求に係る部分に該当しない。
- (3) 1の(3)については、以前の開示がどの処分であり、どのような取扱いであったかは不明であるが、今回の部分開示決定は条例に従って行ったものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年7月 3日	諮問書の受理
平成30年8月15日	審議
平成30年8月24日	審議
平成30年9月25日	実施機関からの意見聴取、審議
平成30年11月6日	審議
平成31年1月31日	審議
平成31年3月12日	審議

平成31年4月23日	審議
令和元年6月4日	審議
令和元年7月19日	審議
令和元年8月22日	審議

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

1 理由の提示の不備について

- (1) 開示決定等の通知書に記載すべき「開示しない理由」については、単に不開示理由として、当該条文を示すだけでなく、その条文の不開示事由のどこに該当するかを示さなければならないとされている。
- (2) 請求人の引用する最高裁判例は東京都の旧条例についての事案であり、当時の条例では、不開示にできる場合と定めた第9条第8号は、長文の条文であり、対象となる文書の種類が13例、不開示にできる場合が6例挙げられていて、条文のみを示されただけでは、対象文書が具体的にどのような文書に該当し、それがどのような理由によって不開示とされたかを知ることはできないものであった。
- (3) しかしながら、川口市の条例で、不開示事由を定める第16条は、7号に分かれて規定され、各号でその対象となる文書や不開示理由が個別に示されていて、その該当各号の記載によっても不開示とされる理由がある程度は具体的に示されることになる。
- (4) さらに、実施機関は、不開示の理由について、該当条項とその条文の内容のみならず、その個人情報につき、許される範囲でより詳しい理由も付加して示している。
- (5) 請求人は、上記(3)と(4)の記載により不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知できるものであって、いずれの不開示理由も理由の提示として不十分であるとはいえない。

2 一事不再理に関する請求人の主張について

請求人の主張は、当審査会の過去の諮問事案についての判断や審査会につい

ての批判であり、本件審査請求の対象となるものではない。

3 不安定な判断について

(1) 実施機関における文書開示や不開示の判断が安定していることも必要ではあるが、その時々々の事情の変化等により、その判断が変更されたからといって、これが許されないものではない。

(2) ところで、請求人においては、前回の開示請求と今回の開示請求で実施機関の判断が異なるとの主張をするが、どの文書につき、前回の不開示事由と今回の不開示事由が異なっているかの具体的な主張がなされていないことから、本審査会においてはその判断するための資料がなく、審査をすることはできない。

4 よって、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和元年8月22日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

諮問番号：個人情報保護諮問第4号

答申番号：川情審査個情答申第4号

答 申

第1 審査会の結論

- 1 川口市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成30年3月7日付で行った保有個人情報部分開示決定は、妥当である。
- 2 請求人の主張は、いずれも理由がなく、認めることができない。

第2 審査請求の経緯等

- 1 本件の請求人である〇〇〇〇氏は、平成29年12月25日付で、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項に基づき、実施機関に対し、「旧子育て支援課における請求人に関する全ての記録」の開示を請求した。
- 2 実施機関は、平成30年3月7日付で、条例第19条第1項に基づき、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 3 請求人は、平成30年6月3日付審査請求書を提出し、本件部分開示決定について審査請求をした。
- 4 実施機関は、平成30年7月3日、条例第30条第1項の規定により、当審査会に諮問した。
- 5 なお、実施機関は、本件部分開示決定後、同決定において掲げた請求人の開示請求に係る保有個人情報の記録に漏れがあったことが判明したとして、請求人に対し、同年11月21日付で、上記部分開示決定の一部を変更する決定をした。しかし、当該変更決定に対しては、請求人から審査請求はなされていない。

第3 審査関係人の主張等

- 1 請求人の請求の趣旨及び理由

(1) 実施機関による不作為の改善

審査請求人による平成29年12月25日付保有個人情報開示請求に対し、実施機関は平成30年1月19日付の保有個人情報部分開示決定通知（以下「今回最初の通知」という。）を送付してきたが、開示しない部分及び理由の別紙の内容は、平成28年9月26日付で実施機関が行った、保有個人情報部分開示決定通知書（川子相収第211号-2）（以下「前回通知」という。）と一言一句同じものであった。

同様に、前回通知と今回最初の通知で開示された個人情報も、黒塗りの部分や形状が今回最初の通知と同一であった。

担当者に確認したところ、開示しない部分及び理由の別紙の内容や開示文書も前回通知のコピーであり、今回の開示事務では全く精査していない（以下「不作為」という。）ことを認めた。

不作為に対し改善を求めたところ、実施機関は今回最初の通知と同一の文書番号を持った平成30年3月7日付の保有個人情報部分開示決定通知（以下「今回二度目の通知」という。）を送付してきた。

同一の文書番号で今回二度目の通知が送付されてきたため、その有効性や影響範囲は不明だが、本審査請求においては、止むを得ずそれらの共通事項に関して言及する。

(2) 不十分な不開示理由による不開示文書の開示

最高裁判所平成4（行ツ）第48号平成4年12月10日判決は、開示決定等の通知書に記載すべき「開示しない理由」としては、開示請求者において、条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは十分でないとしている。

しかるに、今回の一連の通知の不開示理由は、根拠規定とその内容が記載されているのみであり、不開示理由の記載として不適切である。

今回最初の通知に伴う開示の際、審査請求人らは、実施機関に対し最高裁判所の判例を説明し、十分な不開示理由の記載を求めたが、今回二度目の通

知でも不適切な理由付記を改めようとせず、職務怠慢を続けており、全体の奉仕者としてあるまじき対応をしている。

(3) 条例の理念を認識せず一事不再理を悪用する審査会の対応改善

川口市情報公開・個人情報保護審査会は、諮問第27号（平成27年12月24日付け）の審査会の判断において、一事不再理の法の一般原則から、本答申では判断は行わないとした。一事不再理は刑事上の責任を問う場合に適用される原則であるが、審査会は刑事事件でもない本件に適用し、最新の判断を行わないという不作為を行った。

これは、条例では2年任期であるにも関わらず18年以上も継続して任用されている委員による弊害といえる。今回の請求は、過去になされた部分開示とほぼ同一の事案であるが、審査会には条例の理念に沿った対応を求める。

2 実施機関の弁明

実施機関は、平成30年7月3日付弁明書により、本件部分開示決定の内容及び理由について、次のとおり弁明した。

(1) 「実施機関による不作為の改善」について

実施機関は、請求人の平成29年12月25日付保有個人情報開示請求に対し、平成30年1月19日付川子相収第319号により保有個人情報部分開示決定を行った。

その後、再度精査を行った結果、上記決定を取り消し、平成30年3月7日付川子相収第319号により保有個人情報部分開示決定の再決定を行った。

上記各決定の通知書は、いずれも請求人の平成29年12月25日付保有個人情報開示請求に対する決定の通知書であるため、同一の文書番号としたものである。

(2) 「不十分な不開示理由による不開示文書の開示」について

平成30年3月7日付保有個人情報部分開示決定通知に付記した不開示理由は、個人の情報や相談機関が限定されることがない範囲で、具体的に記載したものであると考えている。

(3) 「条例の理念を認識せず一事不再理の原則を悪用する審査会の対応改善」
について

審査会の対応については、実施機関が実施したものではないので回答できない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年7月 3日	諮問書の受理
平成30年8月15日	審議
平成30年8月24日	審議
平成30年9月25日	実施機関からの意見聴取、審議
平成30年11月6日	実施機関からの意見聴取、審議
平成31年1月31日	審議
平成31年3月12日	審議
平成31年4月23日	審議
令和元年6月 4日	審議
令和元年7月19日	審議
令和元年8月22日	審議

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

1 審査会の審査の対象となる実施機関の決定について

- (1) 審査請求人による平成29年12月25日付保有個人情報開示請求に対し、実施機関は、当初、平成30年1月19日付で保有個人情報部分開示決定（以下「当初決定」という。）を行ったが、その後、当初決定を取り消し、改めて、平成30年3月7日付けで保有個人情報部分開示決定（本件部分開示決定）を行った。

実施機関は、当初決定と本件部分開示決定とを同一の文書番号の通知書により行ったが、当初決定の通知書と本件部分開示決定の通知書は別の文

書であるので、同一の文書番号とするのは適当ではない。しかし、この点は、本件部分開示決定の効力に影響するものではない。

(2) 請求人による審査請求の対象となるのは、本件部分開示決定である。

請求人は、当初決定の内容は、平成28年9月26日付けで実施機関が行った保有個人情報部分開示決定と一言一句同じものであったと主張するが、当初決定は、後に実施機関により取り消されているので、その内容いかんは本件の審査の対象とはならない。

(3) 本件の審査の対象となる本件部分開示決定の内容は、平成28年9月26日付けで実施機関が行った保有個人情報部分開示決定とほぼ同じであるが、同決定において非開示とされたものを開示に変更した部分もあり、両者は全く同じものではない。

(4) 本件部分開示決定における不開示部分は、いずれも、実施機関が本件部分開示決定通知書において不開示の理由として掲げる条例の各条項に該当すると認められる。よって、本件部分開示決定は、妥当である。

2 不開示理由の提示について

(1) 開示決定等の通知書に記載すべき「開示しない理由」については、単に不開示理由として、当該条文を示すだけでなく、その条文の不開示事由のどこに該当するかを示さなければならないとされている。

(2) 請求人の引用する最高裁判例は東京都の旧条例についての事案であり、当時の条例では、不開示にできる場合と定めた第9条第8号は、長文の条文であり、対象となる文書の種類が13例、不開示にできる場合が6例挙げられていて、条文のみを示されただけでは、対象文書が具体的にどのような文書に該当し、それがどのような理由によって不開示とされたかを知ることができないものであった。

(3) しかしながら、川口市の条例で不開示事由を定める第16条は、7号に分かれて規定され、各号でその対象となる文書や不開示理由が個別に示されていて、その該当各号の記載によっても不開示とされる理由がある程度は具体的に示されることになる。

- (4) さらに、実施機関は、不開示の理由について、該当条項とその条文の内容のみならず、その個人情報につき、許される範囲でより詳しい理由も付加して示している。
- (5) 請求人は、上記(3)と(4)の記載により不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知できるものであって、いずれの不開示理由も理由の提示として不十分であるとはいえない。
- 3 一事不再理に関する請求人の主張について
請求人の主張は、当審査会の過去の諮問事案についての判断や審査会についての批判であり、本件審査請求の対象となるものではない。
- 4 以上のとおり、本件部分開示決定は、妥当であると認められる。請求人の主張は、いずれも理由がなく、認めることができない。

令和元年8月22日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

諮問番号：個人情報保護諮問第6号

答申番号：川情審査個情答申第5号

答 申

第1 審査会の結論

川口市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯等

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、平成30年8月6日、実施機関に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「請求者本人に係る、以下の文書、請求者本人が中学1年のときに受けた理科の実験（小麦）に係る文書及び同実験に係る本人への対応が記載された文書」の開示を請求した。
- 2 上記請求に対し、実施機関は、平成30年8月24日、「学校と市教委のやりとりメモ」「学校が記録したメモ」「当時の学校長のメモ」を、開示対象文書と特定し、条例第16条第7号の「個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、事務事業の適正な執行を困難にするおそれがあるため」を理由として、「10 の始め部分」「1 小麦を使った理科の実験（11月）の一部」につき不開示とする部分開示決定（本件処分）を行った。
- 3 請求人は、平成30年9月19日、実施機関に対し、本件処分について審査請求をした。
- 4 実施機関は、平成30年10月5日、条例第30条の規定により、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

あまりにも不開示部分が多く、文書の内容が全くわからず、不開示理由についても説明不足で納得がいかないことから、自分に関する情報が

実際にどのような形で記録されているかを確認したいので開示請求書に記載した文書の黒塗りの不開示部分全ての開示を求めた。

2 実施機関の弁明

保有個人情報部分開示決定について、不開示とした部分は、川口市個人情報保護条例上、不開示に相当するものと判断し不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年10月5日	諮問書の受理
平成30年11月6日	実施機関からの意見聴取、審議
平成31年1月15日	請求人及び補佐人による口頭意見陳述、 審議
平成31年1月31日	実施機関からの意見聴取、審議
平成31年3月12日	審議
平成31年4月23日	審議
令和元年6月4日	審議
令和元年7月19日	審議
令和元年8月22日	審議

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- 1 「10 の始め部分」は、個人に対する評価が含まれており、これを開示した場合には、事業の適正な執行を困難にするおそれがあるので、この部分の不開示は妥当である。
- 2 なお、審査請求人及び補佐人は口頭意見陳述において、上記不開示部分が記載された「学校と市教委のやりとりメモ」について、実験は平成28年度に行われたものであることに対し、当該文書内において引用されている文書が平成29年度末に作成されたものであることから捏造である旨主張している。たしかに「学校と市教委のやりとりメモ」において、埼玉県教育委員会平成30年3月付、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を引用しているが、これは小麦の実験が行われたのは、

平成28年度であったにしても、この「学校と市教委のやりとりメモ」は、平成30年度以降に作成されたものであり、この文書の引用をもって、捏造等があったと認定することはできない。

- 3 「1 小麦を使った理科の実験（11月）の一部」についても、個人に対する評価が含まれ、事業の適正な執行を困難にするおそれがあるもので不開示は妥当である。
- 4 以上のように、いずれの不開示部分も条例第16条第7号に該当する。

令和元年8月22日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

諮問番号：個人情報保護諮問第7号

答申番号：川情審査個情答申第6号

答 申

第1 審査会の結論

川口市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、不開示部分㊸を除き妥当である。

不開示部分㊸は請求者の本人情報であり開示すべきである。また、不開示部分㊹及び㊺は、不存在であることを確認する。

第2 審査請求の経緯等

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、平成30年8月6日、実施機関に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「請求者本人に係る教育委員会と警察及び児童相談所とのやりとりがわかる文書全て」の開示を請求した。
- 2 上記請求に対し、実施機関は、平成30年9月14日、部分開示決定（本件処分）を行った（なお、対象文書44枚には、不開示部分を特定するための、技術上の措置として、手書によるページ数、不開示部分の特定番号が付されており、本答申でも、このページ数及び特定番号を使用する）。不開示部分及び理由は以下のとおりである。

1 ページ

（公開しない部分）

①、②

（公開しない理由）

①、②

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

2 ページ

（公開しない部分）

③

(公開しない理由)

③

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

3 ページ

(公開しない部分)

④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬

(公開しない理由)

④、⑥、⑬

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

⑤、⑦

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

⑧、⑨、⑪、⑫

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

⑩

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

4 ページ

(公開しない部分)

⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑

(公開しない理由)

⑭、⑲

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそ

れがあるため。

⑮、⑰、⑱、㉓、㉔

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

⑯

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

5 ページ

(公開しない部分)

22、23、24、25

(公開しない理由)

22、23、25

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

24

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

6 ページ

(公開しない部分)

26、27、28、29、30、31、32、33、34

(公開しない理由)

26、32、34

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

27、33

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

28、29、30、31

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

7 ページ

(公開しない部分)

35、36、37、38、39

(公開しない理由)

35、37、39

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

36、38

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

8 ページ

(公開しない部分)

40、41、42、43

(公開しない理由)

40、42

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

41、43

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

9 ページ

(公開しない部分)

44、45、46、47、48

(公開しない理由)

44

条例第16条第4号に該当し、未成熟な情報が含まれる保有個

人情報が開示することにより、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため。

45、47

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

46

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

48

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

10ページ

(公開しない部分)

49、50、51、52

(公開しない理由)

49、51

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

50

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

52

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

11ページ

(公開しない部分)

53、54、55、56

(公開しない理由)

53、54、55

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

56

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

12ページ

(公開しない部分)

57、58

(公開しない理由)

57

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

58

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

13ページ

(公開しない部分)

59

(公開しない理由)

59

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

14ページ

(公開しない部分)

60、61、62

(公開しない理由)

60、61

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

62

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

15 ページ

(公開しない部分)

63、64、65、66、67

(公開しない理由)

63、65

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

64、66

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

67

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

16 ページ

(公開しない部分)

68、69

(公開しない理由)

68

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそ

れがあるため。

69

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

17 ページ

(公開しない部分)

70、71

(公開しない理由)

70

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

71

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

18 ページ

(公開しない部分)

72、73、74、75、76

(公開しない理由)

72、75、76

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

73、74

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

19 ページ

(公開しない部分)

77

(公開しない理由)

77

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

20ページ

(公開しない部分)

78

(公開しない理由)

78

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

21ページ

(公開しない部分)

79、80、81

(公開しない理由)

79

条例第16条第4号に該当し、未成熟な情報が含まれる保有個人情報が開示することにより、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため。

80

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

81

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

22ページ

(公開しない部分)

82

(公開しない理由)

82

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

23 ページ

(公開しない部分)

83、84、85

(公開しない理由)

83

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

84

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

85

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

24 ページ

(公開しない部分)

86

(公開しない理由)

86

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

25 ページ

(公開しない部分)

88

(公開しない理由)

88

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

26 ページ

(公開しない部分)

89

(公開しない理由)

89

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

27 ページ

(公開しない部分)

90

(公開しない理由)

90

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

28 ページ

(公開しない部分)

91

(公開しない理由)

91

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

29 ページ

(公開しない部分)

92、93

(公開しない理由)

92

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

93

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

30 ページ

(公開しない部分)

94、95

(公開しない理由)

94、95

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

31 ページ

(公開しない部分)

96

(公開しない理由)

96

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

32 ページ

(公開しない部分)

97

(公開しない理由)

97

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

3 3 ページ

(公開しない部分)

98

(公開しない理由)

98

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

3 4 ページ

(公開しない部分)

99、100、101、102

(公開しない理由)

99

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

100

条例第16条第4号に該当し、未成熟な情報が含まれる保有個人情報が開示することにより、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため。

101、102

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

3 5 ページ

(公開しない部分)

103

(公開しない理由)

103

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

3 6 ページ

(公開しない部分)

104

(公開しない理由)

104

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

38 ページ

(公開しない部分)

105

(公開しない理由)

105

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

39 ページ

(公開しない部分)

106

(公開しない理由)

106

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

40 ページ

(公開しない部分)

107

(公開しない理由)

107

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

41 ページ

(公開しない部分)

108

(公開しない理由)

108

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

42ページ

(公開しない部分)

109、110

(公開しない理由)

109

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

110

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

43ページ

(公開しない部分)

111

(公開しない理由)

111

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

44ページ

(公開しない部分)

112

(公開しない理由)

112

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

3 請求人は、平成30年9月19日、実施機関に対し、本件処分について審査請求をした。

4 実施機関は、平成30年10月5日、条例第30条の規定により、当審査会に諮問した。

5 なお、実施機関は令和元年5月14日、以下の不開示部分につき、不開示理由の変更を申出た。

⑫につき、条例第16条第6号該当から第5号該当へ変更

⑩、48、50、62、73、74、81、82、85、93、101につき、条例第16条第7号該当から第5号該当へ変更

それに伴い、当審査会より審査請求人に対し、令和元年5月17日及び6月6日に当該不開示理由の変更に対する反論の機会を付与したが、反論書の提出はなされなかった。

第3 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

あまりにも不開示部分が多く、文書の内容が全くわからず、不開示理由についても説明不足で納得がいかないことから、自分に関する情報が実際にどのような形で記録されているかを確認したいので開示請求書に記載した文書の黒塗りの不開示部分全ての開示を求めた。

2 実施機関の弁明

保有個人情報部分開示決定について、非開示とした部分は、川口市個人情報保護条例上、非開示に相当するものと判断し非開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年10月5日	諮問書の受理
平成30年11月6日	実施機関からの意見聴取、審議
平成31年1月15日	請求人及び補佐人による口頭意見陳述、 審議
平成31年1月31日	実施機関からの意見聴取、審議
平成31年3月12日	審議
平成31年4月23日	実施機関からの意見聴取、審議
令和元年6月4日	審議

令和元年7月19日 審議

令和元年8月22日 審議

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

1 ページ①及び②は条例第16条第5号に該当する。

2 ページ③は条例第16条第5号に該当する。

3 ページ④、⑥及び⑬は条例第16条第3号に該当する。⑤及び⑦は条例第16条第5号に該当する。⑧、⑨、及び⑩は条例第16条第6号に該当する。

4 ページ⑭及び⑲は条例第16条第6号に該当する。⑮、⑰、⑱、⑳及び㉑は条例第16条第5号に該当する。⑯は条例第16条第3号に該当する。

5 ページ㉒、㉓及び㉕は条例第16条第5号に該当する。㉔は条例第16条第6号に該当する。

6 ページ㉖、㉗及び㉙は条例第16条第5号に該当する。㉘及び㉚は条例第16条第6号に該当する。㉛、㉜、及び㉝は条例第16条第3号に該当する。㉞は不存在であることが確認された。

7 ページ㉟、㊱及び㊳は条例第16条第5号に該当する。㊲及び㊴は条例第16条第6号に該当する。

8 ページ㊵及び㊷は条例第16条第5号に該当する。㊶及び㊸は条例第16条第6号に該当する。

9 ページ㊹は条例第16条第4号に該当する。㊺及び㊻は条例第16条第5号に該当する。㊼は条例第16条第6号に該当する。

10 ページ㊽及び㊿は条例第16条第5号に該当する。㋀は条例第16条第6号に該当する。

11 ページ㋁、㋂及び㋃は条例第16条第6号に該当する。㋄は条例第16条第5号に該当する。

12 ページ㋅は条例第16条第5号に該当する。㋆は条例第16条第6号に該当する。

13 ページ㋇は条例第16条第5号に該当する。

- 14 ページ⑥⑦及び⑧は条例第16条第6号に該当する。
- 15 ページ⑨及び⑩は条例第16条第3号に該当する。⑪及び⑫は条例第16条第5号に該当する。⑬は条例第16条第6号に該当する。
- 16 ページ⑭は条例第16条第6号に該当する。⑮は条例第16条第5号に該当する。
- 17 ページ⑯は条例第16条第5号に該当する。⑰は条例第16条第6号に該当する。
- 18 ページ⑱、⑲及び⑳は条例第16条第5号に該当する。
- 19 ページ㉑は条例第16条第5号に該当する。
- 20 ページ㉒は条例第16条第5号に該当する。
- 21 ページ㉓は条例第16条第4号に該当する。㉔は条例第16条第6号に該当する。
- 23 ページ㉕は条例第16条第3号に該当する。㉖は条例第16条第6号に該当する。
- 24 ページ㉗は条例第16条第5号に該当する。
- 25 ページ㉘は条例第16条第6号に該当する。なお、㉙は存在せず、実施機関による数字の誤記が生じていることを認定する。
- 26 ページ㉚は条例第16条第5号に該当する。
- 27 ページ㉛は条例第16条第5号に該当する。
- 28 ページ㉜は条例第16条第5号に該当する。
- 29 ページ㉝は条例第16条第6号に該当する。
- 30 ページ㉞及び㉟は条例第16条第6号に該当する。
- 31 ページ㊱は条例第16条第6号に該当する。
- 32 ページ㊲は条例第16条第5号に該当する。
- 33 ページ㊳は条例第16条第5号に該当する。
- 34 ページ㊴は条例第16条第5号に該当する。㊵は条例第16条第4号に該当する。㊶は条例第16条第7号に該当する。
- 35 ページ㊷は条例第16条第5号に該当する。
- 36 ページ㊸は条例第16条第5号に該当する。
- 38 ページ㊹は条例第16条第3号に該当する。

39 ページ⑩は条例第16条第3号に該当する。

40 ページ⑩は条例第16条第3号に該当する。

41 ページ⑩は条例第16条第3号に該当する。

42 ページ⑩は条例第16条第3号に該当する。⑩については、実施機関は開示請求者以外に関する情報とするが、開示請求者の情報と推認されるので、第3号による不開示情報とはならないので開示すべきである。

43 ページ⑩は条例第16条第3号に該当する。

44 ページ⑩は条例第16条第3号に該当する。

3 ページ⑫は、条例第16条第6号には該当しないが、条例第16条第5号に該当する。

3 ページ⑩、9 ページ④⑧、10 ページ⑤⑩、14 ページ⑥⑫、18 ページ⑬⑰
及び⑱、21 ページ⑪⑬、22 ページ⑭⑯、23 ページ⑰⑲、29 ページ⑲⑳、
34 ページ⑩は条例第16条第7号には該当しないが、条例第16条第5号に該当する。

以上のように、実施機関の行った部分開示決定（本件処分）は不開示部分⑩を除き妥当である。

令和元年8月22日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について

(1) 審議会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を行うため、実施機関からの諮問に応じて調査審議するとともに、制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議する機関として、「情報公開・個人情報保護運営審議会」を設置しています。

(2) 審議会の委員

令和2年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	早川 和宏	大学教授
副会長	小森 貴浩	弁護士
委 員	土屋 悌一郎	宅地建物取引士
委 員	目良 一貴	会社員
委 員	山口 善子	元教育委員
委 員	小坂 伸一	I T会社技術課課長
委 員	鈴木 規子	川口市飯塚地区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	鈴木 真理子	川口商工会議所総務課長
委 員	西塚 奨	介護老人福祉施設施設長
委 員	佐藤 喜代子	川口市食生活改善推進員協議会広報部長
委 員	伊藤 正樹	公募委員
委 員	山田 恭子	公募委員

2 審議会の開催状況

回	開催年月日	内 容
第1回	令和元年7月3日	<報告事項> 平成30年度情報公開・個人情報保護制度 運用状況報告について
第2回	令和2年1月29日	<審議事項> 特定個人情報保護評価書の第三者点検について <報告事項> 令和元年度個人情報取扱業務登録の報告

3 審議会の答申

- (1) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について（「住民基本台帳に関する事務」における実施機関の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について）

令和2年 3月 6日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 早川 和宏

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について（答申）

令和元年12月6日付けで諮問のあった、住民基本台帳に関する事務における実施機関の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性については、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

審議件名	住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について
審議日	令和2年1月29日（水）
審議結果	承認
内 容	
<p>1 審議会の結論</p> <p>住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価の全項目評価書（以下「評価書案」という。）は、特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日個人情報保護委員会作成。以下「指針」という。）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断する。</p> <p>2 判断の理由</p> <p>（1）適合性について</p> <p>適合性とは、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。</p> <p>ア しきい値判断について、当該事務における特定個人情報の対象者数は30万</p>	

人以上であり、「全項目評価」が必要なところ、全項目評価書案を作成している。

イ 実施主体について、実施機関として川口市長が主体となって特定個人情報保護評価を行っている。

ウ 公表する部分について、セキュリティ上支障なく全て公表することとしている。

エ 実施の時期について、直近の特定個人情報保護評価書を公表（平成27年3月17日）してから5年を経過する前に実施している。

オ いわゆるパブリックコメントについて、令和元年11月20日から令和元年12月20日まで市民意見公募手続を行っている。

カ 各項目への記載について、評価書案には、必要な項目すべてが記載されている。

(2) 妥当性について

妥当性とは、特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

ア 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる。

イ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は、具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載している。

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定している。

エ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的である。

オ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致している。

カ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致している。

(3) まとめ

以上の理由により、当審議会は、「1 審議会の結論」のとおり答申する。

3 審議会の付言

本件において審議会の判断は以上のとおりであるが、当審議会は、次のとおり付言する。

住民基本台帳に関する事務は、個人番号に加え、個人の氏名、性別、住所、生年月日等の個人情報的大量に取り扱うものであることから、社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえてセキュリティ対策に積極的に取り組むとともに、事務従事者に対する指導、監督を徹底すること。

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について

(1) 目的

川口市では平成19年4月から、市民の皆さんに附属機関等の会議を原則的に公開しています。

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営を実現することを目的としています。

(2) 対象となる会議

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関や、市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等において設ける会議が対象となります。

2 附属機関等の会議の公開状況

令和元年度に対象となる附属機関等は93ありました。会議の開催回数は次のとおりです。

(1) 公募委員が在籍する附属機関等

開催回数	公開・非公開の状況(単位:回)※			傍聴人の数
	公開	一部非公開	非公開	
76	62	3	11	49

(2) 公募委員が在籍しない附属機関等

開催回数	公開・非公開の状況(単位:回)※			傍聴人の数
	公開	一部非公開	非公開	
726	59	34	633	4

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、審議内容が個人情報に関するため非公開が原則となるもの(川口市介護保険認定審査会(570回開催)など)や、法令などに定めがあるものです。

(2) 附属機関等の会議別公開状況

(公開・非公開決定後の会議を平成31年4月1日～令和2年3月31日に開催した附属機関等)

非公開の理由: 当附属機関等の法令、条例等の規定により会議が非公開とされているとき……………規定

川口市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する場合

第1号(法令秘情報)……………	7条1号
第2号(個人に関する情報)……………	7条2号
第3号(個人識別符号)……………	7条3号
第4号(法人に関する情報)……………	7条4号
第5号(公共の安全と秩序に関する情報)……………	7条5号
第6号(審議、検討、協議に関する情報)……………	7条6号
第7号(事務又は事業に関する情報)……………	7条7号
第8号(国等との協力関係に関する情報)……………	7条8号

公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合…議事運営

附属機関等	公開／非公開の別	公募	所管課	条例等
附属機関等一覧(市長室)				
附属機関等一覧(企画財政部)				
川口市総合計画審議会	公開	有	企画経営課	
川口市自治基本条例運用推進委員会	公開	有	企画経営課	
川口市行政評価外部評価委員会	公開	有	企画経営課	
川口市指定管理者候補選定及び評価会議	非公開	無	企画経営課	第7条第4号
附属機関等一覧(総務部)				
川口市情報公開・個人情報保護運営審議会	公開	有	行政管理課	
川口市情報公開・個人情報保護等審査会	非公開	無	行政管理課	第7条第2号
附属機関等一覧(危機管理部)				
川口市防災会議	公開	無	防災課	
川口市国民保護協議会	公開	無	防犯対策室	
附属機関等一覧(理財部)				
公有財産管理委員会	非公開	無	管財課	第7条第2号第7号
附属機関等一覧(市民生活部)				
川口市男女共同参画推進委員会	公開	有	協同推進課	
川口市協働推進委員会	公開	有	協同推進課	
川口市交通安全対策協議会	公開	無	交通安全対策課	
附属機関等一覧(福祉部)				
川口市社会福祉審議会(地域福祉専門分科会)	公開	有	福祉総務課	
川口市社会福祉審議会(民生委員審査専門分科会)	非公開	有	福祉総務課	第7条第2号
川口市社会福祉審議会(障害者福祉専門分科会審査部会)	非公開	有	福祉総務課(障害福祉課)	第7条第2号
川口市社会福祉審議会(障害者福祉専門分科会)	公開	有	福祉総務課(障害福祉課)	
川口市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)	公開	有	福祉総務課(子ども総務課)	
川口市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会施設認可部会)	非公開	有	福祉総務課(子ども総務課)	第7条第6号
川口市介護保険運営協議会	公開/一部非公開	有	介護保険課	第7条第2号
川口市介護認定審査会	非公開	無	介護保険課	第7条第2号
川口市介護給付費等の支給に関する審査会	非公開	無	障害福祉課	第7条第2号
附属機関等一覧(子ども部)				
川口市いじめから子どもを守る委員会	非公開	無	青少年対策課	規定
川口市青少年問題協議会	公開	有	青少年対策課	
附属機関等一覧(保健部)				
川口市地域保健審議会	公開	有	保健総務課	
川口市国民健康保険運営協議会	公開	有	国民健康保険課	
附属機関等一覧(環境部)				
川口市環境審議会	公開	有	環境総務課	
川口市廃棄物対策審議会	公開	有	資源循環課	
附属機関等一覧(経済部)				
川口市産業労働行政審議会	公開/一部非公開	無	産業労働政策課	第7条第4号
川口市産業労働行政審議会 川口市地域貢献事業者選考部会	非公開	無	産業労働政策課	第7条第4号
川口市商工資金審査会	一部非公開	無	経営支援課	第7条第2号第4号
川口市農政審議会	公開	無	農政課	
川口市立グリーンセンター活性化基本計画検討委員会	公開	無	グリーンセンター	
附属機関等一覧(都市計画部)				
川口市景観形成委員会	公開/一部非公開	無	都市計画課	第7条第4号第6号
川口市都市計画審議会	公開	有	都市計画課	
川口市バリアフリー基本構想推進協議会	公開	有	都市計画課	
川口市建築審査会	公開/一部非公開	無	建築安全課	第7条第2号
川口市樹木管理指針策定検討委員会	一部非公開	無	公園課	第7条第6号
川口市緑化対策委員会	一部非公開	有	みどり課	第7条第6号
附属機関等一覧(都市整備部)				
芝東第3土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
芝東第3土地区画整理評価委員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	第7条第2号
芝東第4土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
芝東第4土地区画整理評価委員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	第7条第2号
芝東第5土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理審議会	非公開	無	東部土地区画整理事務所	第7条第2号第4号
川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理評価委員会	非公開	無	東部土地区画整理事務所	第7条第2号第4号
川口都市計画事業里土地区画整理審議会	非公開	無	里土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業里土地区画整理評価委員会	非公開	無	里土地区画整理事務所	第7条第2号
附属機関等一覧(上下水道局)				
川口市上下水道事業運営審議会	公開	有	上下水道総務課	
附属機関等一覧(生涯学習部)				
川口市社会教育委員会	公開	無	生涯学習課	
川口市放課後子供教室推進事業推進委員会	公開	無	生涯学習課	

附属機関等	公開／非公開の別	公募	所管課	条例等
南平公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
新郷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
神根公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
前川公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
安行公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
西川口公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
青木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
幸栄公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
上青木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
並木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
戸塚公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
朝日公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
根岸公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
領家公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝北公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝富士公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
神根西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
前川南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
朝日東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
神根東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝園公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
横曽根公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
安行東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
青木東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
戸塚西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
南鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
里公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
中央ふれあい館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
生涯学習プラザ運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会	公開	有	文化推進室	
川口市文化財保護審議会	公開	無	文化財課	
川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会	公開	有	中央図書館	
川口市立科学館運営審議会	公開	有	科学館	
川口市スポーツ推進審議会	公開	有	スポーツ課	
附属機関等一覧(学校教育部)				
川口市就学支援委員会	非公開	無	指導課	第7条第2号
川口市いじめ問題調査委員会	非公開	無	指導課	第7条第2号
川口市学校給食運営審議会	公開	有	学校保健課	
附属機関等一覧(その他部局等)				
川口市立医療センター倫理委員会	一部非公開	無	病院総務課	第7条第6号

VI 資 料

平成12年9月27日

条例第49号

改正 平成17年12月21日条例第57号

平成18年3月24日条例第9号

平成19年9月27日条例第42号

平成23年9月26日条例第24号

平成27年6月29日条例第49号

平成28年3月24日条例第5号

平成29年6月26日条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第15条）

第3章 審査請求（第16条—第18条）

第4章 雑則（第19条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の行政情報に関する知る権利を認識した上で、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- （2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。

2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、公文書を適正に管理しなければならない。

(適正使用)

第4条 公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(請求の手續)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 実施機関は、前項の書面（以下「公開請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 前項の場合において、公開請求者が当該公開請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当

該補正に係る公開請求を拒否しなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号)第2条第3号に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ

(8) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(公文書の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、

当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第3号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第6条第3項及び前条の規定により公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときの公文書又は公文書の一部を公開する旨の決定をしたときの非公開部分が期間の経過により公開できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により

通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日(市の休日を除く。)以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の方法)

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定め

る方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の提出があつたときは当該反論書の写しを、参加人から同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の提出があつたときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。

5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類そ

の他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

(費用負担)

第19条 この条例の規定に基づき公文書の公開を受けるものは、当該公文書の公開を受ける際に、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

- 2 市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、実施機関が公開決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にする必要があると判断するときは、当該公文書の公開に係る手数料を免除するものとする。
- 3 前項に規定する場合のほか、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(情報提供の推進)

第20条 実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するた

め、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの（以下この条において「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、出資法人に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第25条 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、市の公の施設の指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(他の制度との調整)

第26条 この条例は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(適用外公文書の任意的公開)

- 2 実施機関は、この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、

これに応ずるよう努めるものとする。

- 3 第19条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 4 平成13年4月1日から鳩ヶ谷市の編入の日(次項及び附則第6項において「編入日」という。)の前日までに編入前の鳩ヶ谷市の職員が作成し、又は取得した編入前の鳩ヶ谷市情報公開条例(平成14年鳩ヶ谷市条例第34号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)第2条第2号に規定する公文書については、実施機関の職員が作成し、又は取得したものとみなして、この条例の規定を適用する。

- 5 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた、公文書の公開請求に対しての公開の対象となる公文書、実施機関の間での事案の移送、公開に係る手数料及び費用並びに公文書の公開の申出に対しての公文書の公開事務については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

附 則(平成17年12月21日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 2 川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第11号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成18年3月24日条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月27日条例第42号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第24号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則(平成27年6月29日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月26日条例第17号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第19条関係）

公開の区分	手数料の額	
	第5条第1号から第5号までに該当するもの	第5条第6号に該当するもの
閲覧	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
視聴	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
写しの交付	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円

備考

- 1 1件とは、決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧等に係る公文書の写しの交付を受ける場合においては、当該閲覧等及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付を受ける場合の手数料によるものとする。

川口市個人情報保護条例

平成12年9月27日

条例第50号

改正 平成17年12月21日条例第57号

平成18年3月24日条例第10号

平成23年9月26日条例第25号

平成27年9月28日条例第55号

平成28年3月24日条例第6号

平成29年3月27日条例第1号

平成29年6月26日条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第13条）

第3章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示（第14条—第23条の2）

第2節 訂正（第24条—第28条の2）

第3節 利用停止等（第28条の3—第28条の5）

第4節 審査請求（第29条—第31条）

第4章 雑則（第32条—第38条）

第5章 罰則（第39条—第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。
ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、当該情報が特定個人情報である
場合に限る。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電
磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式
をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しく
は記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除
く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照
合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、
規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記
号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、
又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録され
た文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者
ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることによ
り、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録
であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているも
のをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲
覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有して
いるもの

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実
施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただ
し、公文書に記録されているものに限る。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(9) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(10) 電子計算組織 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関の責務等)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う業務(以下「個人情報取

扱業務」という。)及び個人情報取扱業務において個人情報を利用する目的(以下「利用目的」という。)を明確にした上で、当該個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が川口市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、個人情報取扱業務を遂行するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務事業の適正な執行に支障を来すと認められるとき。

(6) 所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあることその他の事由により本人から収集することができないとき。

(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

(個人情報取扱業務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1) 個人情報取扱業務の名称

(2) 利用目的

(3) 個人情報の対象者の範囲

(4) 個人情報の項目

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する業務であって専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱業務を廃止し、又は変更したときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による登録又は前項の規定による修正を行ったときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による登録に係る事項（第3項の規定により登録を抹消し、又は修正したときは、その旨）を規則で定めるところにより公示しなければならない。

6 実施機関は、前項の事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 利用目的以外の目的のために利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報を利用し、又は提供を受ける個人情報を利用することにつき相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(5) 国等又は他の実施機関以外の者に提供する場合において、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供したときは、当該利用又は提供に関する次に掲げる事項を審議会に報告しなければならない。

(1) 利用又は提供をした個人情報取扱業務の名称

(2) 利用又は提供をした理由

(3) 利用又は提供をした保有個人情報の項目

(4) その他規則で定める事項

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための利用について準用する。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱業務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 保有個人情報は、正確かつ最新のものとする事。

(2) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止すること。

2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認め

られるものを除く。)を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報取扱業務を委託しようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者が行う措置)

第12条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の適正な管理に関する協定上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の義務)

第13条 実施機関から個人情報取扱業務の委託を受けた者又は公の施設の管理を行う指定管理者は、第10条第1項各号及び第2項に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務における個人情報取扱業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（第7条第2項に規定する業務に係るものを除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者及び成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の方法)

第15条 開示請求は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提

示しなければならない。

- 3 代理人が開示請求をしようとする場合で本人の同意が必要なときは、それを証明するために必要な書類を前項の書類に併せて提出し、又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の書面（以下「開示請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 前項の場合において、開示請求者が当該開示請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る開示請求を拒否しなければならない。

（開示しないことができる保有個人情報）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定又は法的拘束力のある指示により、開示することができないとされている情報
- (2) 代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情報
- (3) 開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (4) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する保有個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(7) 個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの

(保有個人情報の部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第15条第5項及び前条の規定により開示請求を拒否するとき並びに開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときの保有個人情報又は保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときの不開示部分が期間の経過により開示できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日（川口市の休日定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内にしなければならない。ただし、第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に

算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示請求の事案の移送）

第20条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条 開示請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者（以下この条、第30条第2項及び第31条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（保有個人情報の開示の方法）

第22条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電

磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- 2 保有個人情報の開示を受けようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求者であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

- 2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、規則で定める書類を提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、前2条の規定にかかわらず、直ちに本人であることを確認し、規則で定める方法により、開示するものとする。

(法令等による開示の実施との調整)

第23条の2 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第2節 訂正

(訂正の請求)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第25条 第15条の規定は、訂正請求の方法について準用する。

- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致すること

を証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

(訂正しないことができる保有個人情報)

第26条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正の権限がないときその他訂正しないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正しないことができる。

(訂正請求に対する措置)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、全部又は一部を訂正する旨の決定をし、訂正した上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないとき（第25条第1項において準用する第15条第5項の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正請求の事案の移送)

第27条の2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第20条の2第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有特定個人情報の提供先への通知)

第27条の3 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報(情報提供等記録に限る。)の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(法令等による訂正の実施との調整)

第28条 法令又は他の条例の規定により、訂正請求者に対し訂正請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を訂正することとされている場合には、この節の規定は適用しない。

(訂正請求への準用)

第28条の2 第20条の規定は、訂正請求について準用する。

第3節 利用停止等

(利用の停止及び消去の請求)

第28条の3 何人も、自己に関する保有個人情報（情報提供等記録を除く。次条において同じ。）が、第6条の規定に違反して収集され、第8条第1項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用され、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求をすることができる。

(提供の停止の請求)

第28条の4 何人も、自己に関する保有個人情報が、第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その提供の停止の請求をすることができる。

(利用停止等の請求への準用)

第28条の5 第14条第2項、第15条、第20条、第26条、第27条及び第28条の規定は、第28条の3の利用の停止及び消去並びに前条の提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求について準用する。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第29条 開示決定等、訂正決定等、前条において準用する第27条各項の決定（以下「利用停止等決定等」という。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

(審査会への諮問)

第30条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審

査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止等を行うこととする場合

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等の請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。

5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類その他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第31条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関」とあるのは「審査庁」と、「開示決定」とあるのは「保有個人情報を開示する旨の裁決」と読み替えるものとする。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（苦情の処理）

第32条 実施機関は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

（費用負担）

第33条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

（個人情報保護制度に関する事務の改善等）

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴かなければならない。

（実施状況の公表）

第35条 市長は、個人情報保護制度の適正な運用を明らかにするために、毎年度各実施機関における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（出資法人の講ずる措置）

第36条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その保有する個人情報の保護に関し、この条例に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（適用除外）

第37条 この条例は、実施機関が一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

（委任）

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 前3条の規定は、市の区域外において、これらの条の罪を犯した者にも適用する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱業務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「個人情報取扱業務を現に行っているときは、遅滞なく」とする。

3 この条例の施行の際、現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

4 鳩ヶ谷市の編入の際、編入前の鳩ヶ谷市から承継された個人情報については、この条例の相当

規定により収集されたものとみなす。

- 5 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。）前に、編入前の鳩ヶ谷市個人情報保護条例（平成11年鳩ヶ谷市条例第21号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関において行われていた個人情報の処理で、編入日以後、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
- 6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月21日条例第57号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第25号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成27年9月28日条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（川口市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 2 川口市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年3月24日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求

若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月27日条例第1号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年6月26日条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成19年3月15日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「条例」という。）第16条及び第17条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第2条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関
- (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第3条 条例第16条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等は、条例第16条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第15条第2項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。
(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。
(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

(1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。

(6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者
 - (5) 議題
 - (6) 公開・非公開の別
 - (7) 非公開の理由
 - (8) 傍聴人の数
 - (9) 会議資料
 - (10) 審議経過
 - (11) その他
- (運用状況の報告及び公表)

第 10 条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の 4 月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年 1 回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

〔情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況〕

1 情報公開制度

(1) 公開請求・申出の年度別処理件数

年度	区分	受付 件数	取下 げ 件数	処理件数										
				決定件数										
				決定内容										
				公開		部分公開		非公開						
件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	非公開情報に該当		文書 不存在		存否応答 拒否				
						件数	文書数	件数	文書数	件数		件数		件数
13年度	請求	59	70	3	67	511	17	88	49	423	0	0	1	0
	申出	26	26	4	22	47	7	19	13	28	0	0	2	0
	計	85	96	7	89	558	24	107	62	451	0	0	3	0
14年度	請求	96	120	10	110	555	45	227	63	328	0	0	2	0
	申出	37	37	1	36	72	3	25	33	47	0	0	0	0
	計	133	157	11	146	627	48	252	96	375	0	0	2	0
15年度	請求	89	119	9	110	542	49	209	60	332	1	1	0	0
	申出	79	82	4	78	110	5	23	73	87	0	0	0	0
	計	168	201	13	188	652	54	232	133	419	1	1	0	0
16年度	請求	91	129	16	113	830	50	591	57	239	0	0	6	0
	申出	129	132	9	123	226	3	99	119	127	0	0	1	0
	計	220	261	25	236	1,056	53	690	176	366	0	0	7	0
17年度	請求	75	95	15	80	411	5	12	68	396	3	3	4	0
	申出	13	13	0	13	14	2	2	11	12	0	0	0	0
	計	88	108	15	93	425	7	14	79	408	3	3	4	0
18年度	請求	127	132	15	117	3,088	27	210	88	2,878	0	0	2	0
	申出	25	25	3	22	27	2	4	20	23	0	0	0	0
	計	152	157	18	139	3,115	29	214	108	2,901	0	0	2	0
19年度	請求	161	170	24	146	530	49	100	88	430	0	0	9	0
	申出	52	49	2	47	61	14	18	33	43	0	0	0	0
	計	213	219	26	193	591	63	118	121	473	0	0	9	0
20年度	請求	180	199	36	163	761	52	59	107	701	1	1	3	0
	申出	68	68	10	58	78	13	18	45	60	0	0	0	0
	計	248	267	46	221	839	65	77	152	761	1	1	3	0
21年度	請求	222	250	56	194	780	51	133	139	647	0	0	4	0
	申出	80	80	18	62	93	9	15	53	78	0	0	0	0
	計	302	330	74	256	873	60	148	192	725	0	0	4	0
22年度	請求	155	274	65	209	749	52	133	153	616	0	0	4	0
	申出	17	18	3	15	17	0	0	15	17	0	0	0	0
	計	172	292	68	224	766	52	133	168	633	0	0	4	0
23年度	請求	184	207	71	136	292	26	34	105	258	0	0	5	0
	申出	18	18	2	16	28	0	0	16	28	0	0	0	0
	計	202	225	73	152	320	26	34	121	286	0	0	5	0
24年度	請求	177	223	78	145	517	27	87	116	430	0	0	2	0
	申出	32	32	1	31	45	1	1	30	44	0	0	0	0
	計	209	255	79	176	562	28	88	146	474	0	0	2	0
25年度	請求	204	239	74	165	749	37	72	117	676	1	1	10	0
	申出	29	29	1	28	30	6	6	22	24	0	0	0	0
	計	233	268	75	193	779	43	78	139	700	1	1	10	0
26年度	請求	194	287	46	241	1,189	100	710	134	478	1	1	6	0
	申出	37	37	1	36	44	2	2	34	42	0	0	0	0
	計	231	324	47	277	1,233	102	712	168	520	1	1	6	0
27年度	請求	136	165	18	147	268	22	39	116	227	2	2	7	0
	申出	42	42	1	41	69	3	7	38	62	0	0	0	0
	計	178	207	19	188	337	25	46	154	289	2	2	7	0
28年度	請求	166	197	16	181	326	30	46	143	280	0	0	8	0
	申出	50	50	3	47	63	0	0	46	63	0	0	1	0
	計	216	247	19	228	389	30	46	189	343	0	0	9	0
29年度	請求	187	221	21	200	361	27	36	166	323	2	2	5	0
	申出	34	34	0	34	41	0	0	34	41	0	0	0	0
	計	221	255	21	234	402	27	36	200	364	2	2	5	0
30年度	請求	147	154	12	142	309	30	40	107	266	3	3	2	0
	申出	52	52	1	51	52	3	3	48	49	0	0	0	0
	計	199	206	13	193	361	33	43	155	315	3	3	2	0
R1年度	請求	108	118	8	110	266	31	54	79	212	0	0	0	0
	申出	30	30	1	29	30	1	1	28	29	0	0	0	0
	計	138	148	9	139	296	32	55	107	241	0	0	0	0
合計	請求	2,611	3,215	581	2,634	12,725	697	2,840	1,848	9,874	11	11	78	0
	申出	798	802	64	738	1,095	71	240	663	855	0	0	4	0
	計	3,409	4,017	645	3,372	13,820	768	3,080	2,511	10,729	11	11	82	0

〔請求：条例施行日(平成13年4月1日)以降に取得・作成した文書〕
申出：「請求」以外の場合

(2) 非公開決定としたもの(部分公開決定の非公開部分を含む)の理由

非公開又は部分公開の理由	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
法令秘情報	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0
個人に関する情報	172	281	260	253	109	2,747	316	582	456	333	190	368	524	152	228	269	272	261	216
個人識別符号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
法人等に関する情報	376	227	283	202	367	2,827	420	581	367	356	150	361	569	400	137	211	244	196	157
公共の安全と秩序の維持に関する情報	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	6	0	0	0	1	0	1	1	0
審議、検討、協議に関する情報	43	1	2	2	16	0	6	7	30	34	23	11	6	6	3	19	17	12	0
事務又は事業に関する情報	0	0	1	1	2	5	1	9	3	1	49	1	13	8	18	6	25	28	45
国等との協力関係に関する情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
存否応答拒否	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文書不存在	3	2	0	7	4	2	9	3	4	4	5	2	16	11	8	14	8	4	0
時限付公開	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	597	512	546	465	498	5,581	760	1,182	860	729	423	743	1,128	577	395	519	569	506	419

※ 文書数を示す。ただし、文書不存在については受付件数を示す。
※ 同一区分に複数の理由が存在する場合がある。

(3) 情報公開請求申出者の内訳(第5条関係)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
(1) 市内に住所を有する者	21	61	47	52	26	31	59	40	49	46	58	62	77	50	50	46	51	43	25
(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	3	10	14	34	10	28	37	64	69	22	25	22	37	41	50	67	65	65	54
(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	6	2	2	6	0	2	5	8	13	0	4	2	0	4	6	10	7	6	5
(4) 市内に存する学校に在学する者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を行う者	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 公文書の公開を必要とする理由を明記できる者	54	60	104	128	50	89	112	136	171	104	115	123	119	136	72	93	98	85	54
合 計	85	133	168	220	88	152	213	248	302	172	202	209	233	231	178	216	221	199	138

2 個人情報保護制度

(1) 開示等請求の年度別処理件数

年度	請求区分	受付件数	取下げ件数	主な請求内容	決定内容				
					開示(訂正)	部分開示(一部訂正)	不開示		
							不開示情報に該当(不訂正)	文書不存在	存否応答拒否
13年度	開示	3	0	診療録及び画像記録、判定依頼調書面接記録表等	2	1	0	0	0
14年度	開示	4	0	指導要録、救急活動記録表等	3	1	0	0	0
	訂正等	3	0	住基ネットへの提供の中止等	0	0	3	0	0
15年度	開示	9	0	住民票交付申請書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付申請書等	3	3	0	3	0
16年度	開示	20	1	上記の他、救急活動記録、共同ビル新築工事に関する近隣説明状況報告書、外国人登録原票等	11	5	0	3	0
17年度	開示	20	2	住民票交付申請書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付申請書、指導台帳等	9	6	0	3	0
18年度	開示	19	2	戸籍謄本請求書、印鑑登録証明書交付申請書、住民票交付申請書、介護保険住宅改修費に関わる書類一式、火災調査記録票等	7	5	0	5	0
19年度	開示	33	3	病院外来のレセプト、戸籍謄本請求書、印鑑登録証明書交付・抹消申請書、住民票交付申請書、介護保険認定審査会資料の認定調査票、生徒指導要録、救急活動記録票等	16	10	0	3	1
20年度	開示	32	7	住民票交付申請書、住民票消除申立書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付・廃止申請書、自動車臨時運行許可申請書、指導要録、審査会・審議会の議事録、苦情申出調査報告書等	11	7	0	7	0

年度	請求区分	受付件数	取下げ件数	主な請求内容	決定内容				
					開示(訂正)	部分開示(一部訂正)	不開示		
							不開示情報に該当(不訂正)	文書不存在	存否応答拒否
21年度	開示	55	1	住民票交付申請書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付・廃止申請書、自動車臨時運行許可申請書、苦情処理報告書等	23	20	1	10	0
22年度	開示	46	3	国民健康保険簡易申告書、農地転用届出関係書、住民票交付申請書、戸籍謄本抄本交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書、診療報酬明細書等	20	12	0	14	0
23年度	開示	43	5	下水道宅内排水設備に関する文書、介護認定調査票、住民票交付申請書、戸籍謄本抄本交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書、診療報酬明細書等	17	22	0	2	0
24年度	開示	57	4	介護認定調査票、印鑑登録証明書交付申請書、住民票交付申請書、戸籍謄本抄本交付申請書、更生相談所判定結果、生活保護の調査・訪問記録、診療報酬明細書、救急活動記録票等	32	23	0	13	0
25年度	開示	56	1	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、担当課における請求者本人に関するすべての情報について、請求者から送付された市長への手紙に関する市の業務処理状況などが明記された資料一式等	34	25	1	12	1
26年度	開示	44	9	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、救急活動記録票等	17	15	0	4	0
	訂正等	2	0	PTA等の外郭団体への提供の停止	2	0	0	0	0
27年度	開示	53	10	住民票交付申請書、印鑑登録証明交付申請書、戸籍証明書交付申請書、住民異動届、救急活動記録票、保育所児童保育要録等	17	22	0	5	0
28年度	開示	63	13	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、救急活動記録票等	19	41	0	6	0
	訂正等	1	0	川口市立〇〇〇学校が保護者代表に提供した請求者本人に関わる個人情報の使用停止及び削除	0	0	1	0	0

年度	請求区分	受付件数	取下げ件数	主な請求内容	決定内容				
					開示 (訂正)	部分開示 (一部訂正)	不開示		
							不開示情報 に該当 (不訂正)	文書 不存在	存否応答 拒否
29年度	開示	67	13	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、火災調書等	19	34	0	11	0
	訂正等	1	0	教育委員会及び〇〇学校が保有する本人のいじめに関する文書中の記載内容の訂正	1	0	0	0	0
30年度	開示	132	22	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、指導記録等	43	41	0	29	0
元年度	開示	67	18	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書等	21	24	0	4	0
合 計		830	114		327	317	6	134	2

※ 請求区分の訂正等に対する決定内容は、訂正、一部訂正、不訂正。

(2) 不開示(不訂正)決定としたもの(部分開示決定の不開示部分を含む)の理由

不開示又は部分開示の理由	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
法令秘情報 (第16条第1号)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0
代理人に開示することが、本人の権利利益 に反する情報(第16条第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開示請求者以外に関する情報 (第16条第3号)	1	1	2	5	5	4	8	5	15	11	19	13	18	11	22	34	32	25	22
審議、検討、協議に関する情報 (第16条第4号)	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	3	0	0	0
事務又は事業に関する情報 (第16条第5号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	7	0	0	1	2	14	2
国等との協力関係に関する情報 (第16条第6号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	2	13	0	0	0	4	6	1
評価、診断、指導、相談、選考等に関する情 報(第16条第7号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	6	1
存否応答拒否(第18条)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
文書不存在(第19条第2項)	0	0	3	3	3	6	6	9	16	18	2	22	19	9	5	9	14	31	4
不訂正(第27条第2項)	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
他の制度との調整(第37条)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	4	7	8	9	10	15	14	33	31	32	46	60	20	27	53	57	82	30

※ 同一処分に複数の理由が存在する(H15、19、21、22、23、24、25、26、28、29、30年度)。

3 川口市情報公開・個人情報保護等審査会答申

答申番号	答申日	実施機関 (担当課)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
1	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会定例会秘密会会議録及び一切の資料」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
2	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会定例会秘密会会議録及び一切の資料」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
3	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
4	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
5	平成15年4月14日	市長 (市民課)	「住基ネットへの本人確認情報の提供という目的外利用等の中止請求及び住民票コードという個人情報の削除請求」についての不訂正決定に対する不服申立て	住基ネットへの本人確認情報の外部提供及び住民票コードの削除を拒否した決定は妥当	答申どおり
6	平成16年10月21日	市長 (開発審査課)	「川口市川口1丁目2番地区共同ビル新築工事に関する近隣説明報告書及びその添付図書並びに変更届」についての部分公開決定に対する不服申立て	個人情報に該当し、非公開とした決定は妥当	答申どおり
7	平成16年11月11日	市長 (市民課)	「請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書(平成16年2月1日から平成16年3月16日)」についての文書不存在のための非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
8	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業課)	「平成17年1月18日No.493で認可された区画整理事業法第76条の許可の写し及び認可に至るまでの経緯に関する文書一切」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
9	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業課)	「川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業に係る仮換地指定(川東区発第77号及び同第79号)に対して申立てのあった審査請求に対する裁決謄本及びこの裁決に対する川口市での協議内容に関する資料一切の他4項目」についての部分公開決定に対する不服申立て	個人情報及び審議、検討、協議並びに事務事業情報を理由に部分公開とした決定は妥当	答申どおり

答申番号	答 申 日	実施機関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
10	平成19年6月25日	市長 (市民課)	行政書士、弁護士等有資格者の戸籍謄本、住民票の職務上請求に関し有資格者と川口市とのメモを含む協議記録の他10項目についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書(1、2、10、11の文書)を非公開とする決定は妥当	答申どおり
11	平成23年3月1日	市長 (職員課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
12	平成23年3月1日	病院事業管理者 (庶務課) (管理課) (医療情報課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
13	平成24年6月29日	教育委員会 (学務課)	平成21年9月21日開催の川口市教育委員会における同委員会議事録に記載されている教育長の「免許法が変わり、中学校の免許しか所持していなくても、小学校で所持している免許の教科は教えることができる。例えば教科担任制の学校に行けば、その学年の教えることは可能である。逆を言えば学級担任は持ちづらい」との発言のうち、「学級担任は持ちづらい」との発言の法的根拠を示す文書等についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
14	平成24年6月29日	市長 (障害福祉課)	「〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	個人情報等に該当し非公開とした決定は妥当	答申どおり
15	平成24年7月13日	市長 (下水道維持課)	「東内野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の下水道取付管工事に於ける請求書に対する支出伝票、またその支払の内訳がわかる文書」等についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書を非公開とする決定は妥当	答申どおり
16	平成25年7月11日	病院事業管理者 (庶務課) (管理課) (医療情報課)	川口市立医療センターにおける、診療録以外で〇〇〇〇に関する情報が記載されている文書全て」についての部分開示決定に対する不服申立て	川口市病院事業管理者がした部分公開決定は妥当	答申どおり
17	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	部分開示決定及び文書不存在を理由に一部を不開示とした決定は妥当だが、何ら判断をしていない一部文書については、開示不開示の決定を行うべきである。	答申どおり
18	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当だが、何ら判断をしていない一部文書については、開示不開示の決定を行うべきである。	答申どおり

答申番号	答申日	実施機関 (担当課)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
19	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
20	平成25年12月17日	市長 (秘書課)	『市長への手紙』に関して、市の業務処理手順等が明記された資料一式(手引きや要綱など含む一切の行政文書)についての部分公開決定に対する不服申立て	川口市長がした部分公開決定は妥当	答申どおり
21 ・ 22	平成25年12月17日	市長 (秘書課) (街路事業課)	〇〇〇〇より送付された以下の市長への手紙に関する市の業務処理状況・結果等が明記された資料一式(決裁等を含む) 標題”川口市職員による恫喝問題”について(2010年4月12日送付) 標題”川口市職員による恫喝問題”について(2010年10月18日送付) 標題”要求書”について(2011年4月8日付け第73957号書留内容証明郵便で送付、4月11日配達) 標題”市長への手紙”について(2012年2月19日送付) 標題”川口市が無視し続けている懸案”について(2012年6月4日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年7月27日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年8月3日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年8月5日送付) 標題”市長への提案及び要求書”について(2012年10月22日送付)についての部分開示決定に対する不服申立て	川口市長がした開示決定、部分開示決定は妥当	答申どおり
23	平成26年3月24日	市長 (予防課)	「平成〇〇年〇月〇日川口市朝日〇丁目〇番〇号店舗『〇〇〇〇』にて発生した火災事案に関する質問調書を除く火災調査書類」についての部分公開決定に対する不服申立て	川口市長がした部分公開決定は妥当	答申どおり
24	平成26年6月25日	市長 (街路事業課)	平成24年10月6日の交渉(川口市作成:〇〇〇〇対応記録)を記録した際に利用した録音(録画)したデータ又は録音(録画)したことを証する公文書(電磁的記録を含む。)についての、当初より開示請求に係る保有個人情報には存在しないため不開示としたことに対する不服申立て	不開示理由は適切とはいえないが、不開示決定は妥当	答申どおり

答申番号	答 申 日	実施機関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
25	平成26年12月8日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	「学齢簿」「転学・転入学等報告書」のうち転入及び転学を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当 「学級連絡網」について文書不存在により不開示とした決定は不当であり取り消されるべきである 「指導要録」「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべきである	答申どおり
26	平成26年12月8日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	「学齢簿」「転学・転入学等報告書」「指導要録」「出席簿(21年度・22年度)」「学校日誌(21年度・22年度)」のうち入学及び転学等を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当 「児童名簿」「学級連絡網」について文書不存在による不開示とした決定は妥当 「出席簿」「学校日誌」「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべきである	答申どおり
27	平成26年12月8日	市長 (障害福祉課)	「障害福祉課における〇〇〇〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定(存否応答拒否)に対する不服申立て	不開示決定は妥当	答申どおり
28	平成26年12月8日	病院事業管理者 (医療情報課) (庶務課)	川口市立医療センターにおける〇〇〇〇〇〇に関する以下の情報 ・庶務課における平成24年4月3日付FAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。 ・医療情報課における平成24年4月3日付FAXの返答。 ・電話記録全て。 についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	平成24年4月3日付FAXに添付されている「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書について文書不存在による不開示とした決定は不当であり不開示決定は取り消されるべきである その他の文書についての不開示決定は妥当	答申どおり
29	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所がある それ以外は妥当	答申どおり
30	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取り消すべき箇所がある また、不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所がある それ以外は妥当	答申どおり

答申番号	答申日	実施機関 (担当課)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
31	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所があるそれ以外は妥当	答申どおり
32	平成27年12月24日	病院事業管理者 (医療情報課) (庶務課)	川口市立医療センターにおける〇〇〇〇に関する以下の情報 ・庶務課における平成24年4月3日付FAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。 ・医療情報課における平成24年4月3日付FAXの返答。 ・電話記録全て。 についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	病院事業管理者がした不開示決定は妥当	答申どおり
33	平成27年12月24日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	教育委員会がした不開示決定は妥当	答申どおり
34	平成30年3月12日	教育委員会 (指導課)	「平成27年〇月〇日に起きた事故から今日までの本人及び請求者に関する報告内容(学校での会議報告、教育相談の記録)等すべて〇〇中学校」についての部分開示決定に対する審査請求	教育委員会がした部分開示決定は、請求人が開示を請求した保有個人情報の全部について開示不開示等の決定を行っていないものであるため、妥当ではない 請求人が開示を請求した保有個人情報のうち、既に部分開示決定をした保有個人情報以外の保有個人情報の全てについて、開示不開示等の決定を行うべきである	答申どおり
35	令和元年8月22日	障害福祉課	「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当	答申どおり
36	令和元年8月22日	障害福祉課	「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当	答申どおり
37	令和元年8月22日	子育て相談課	「旧子育て支援課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当	答申どおり
38	令和元年8月22日	教育委員会 (指導課)	「請求者本人が中学1年のときに受けた理科の実験に係る文書及び同実験に係る本人への対応が記載された文書」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当	答申どおり

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
39	令和元年8月22日	教育委員会 (指導課)	「請求者本人に係る教育委員会と警察及び児童相談所とのやりとりがわかる文書全て」についての部分開示決定に対する審査請求	不開示決定を取消し、開示決定すべき箇所があるそれ以外は妥当	答申どおり

4 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会答申

答申番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	答申の内容
1	平成13年5月11日	市長 (行政管理課)	個人情報保護制度の運営について (個人情報取扱の承認基準について)	一括承認基準の明規
2	平成13年8月30日	市長 (行政管理課)	個人情報の外部提供について (議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供について)	記載方法の明規
3	平成15年11月25日	水道事業管理者 (水道部業務課)	個人情報の外部提供について (水道業務委託に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
4	平成16年9月28日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (老人保健医療事務共同電算処理に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
5	平成16年9月28日	市長 (国民健康保険課)	個人情報の外部提供について (国民健康保険事務共同電算処理に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
6	平成17年3月18日	市長 (行政管理課)	情報公開制度及び個人情報保護制度の見直しについて (手数料、指定管理者、独立行政法人等及び地方独立行政法人、罰則規定について)	制度の改正内容の整理
7	平成18年8月25日	市長 (介護保険課)	介護保険事務に係る電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
8	平成20年2月1日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (災害時要援護者に関する個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
9	平成22年3月23日	市長 (市民課)	個人情報の外部提供について (川口市戸籍謄本等の本人通知制度について)	承認
10	平成24年8月29日	市長 (長寿支援課)	高齢者の権利擁護業務にかかる電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
11	平成25年3月27日	病院事業管理者 (医事課)	医療費のクレジットカード支払業務にかかる電子計算組織の結合について	承認
12	平成27年3月13日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価者の第三者点検について(住民基本台帳に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認

答申番号	答申日	実施機関 (担当課)	件名	答申の内容
13	平成27年9月1日	市長 (情報政策課) (税制課) (納税課) (市民税課) (国民健康保険課)	特定個人情報保護評価書の第三者点検について	承認
14	平成28年3月25日	市長 (建築安全課)	建築行政共用データベースシステムの使用に係る業務の結合について	承認
15	平成28年3月25日	市長 (農業委員会事務局)	農地情報公開システムの整備に係る業務の結合について	承認
16	平成29年1月27日	市長 (情報政策課) (国民健康保険課)	特定個人情報保護評価者の第三者点検について(国民健康保険に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
17	平成30年7月4日	市長 (総務課)	個人情報の外部提供について(権利の放棄に関する議案に記載される個人情報の外部提供について)	承認
18	平成30年8月2日	市長 (環境保全課)	個人情報の外部提供について(「浄化槽法関係指導業務」における保有個人情報の外部提供について)	承認
19	平成30年8月2日	市長 (国民健康保険課) (高齢者保険事業室)	個人情報の外部提供について(「健康管理システムの導入」に伴う保有個人情報の外部提供について)	承認
20	平成30年11月12日	市長 (総務課)	個人情報の外部提供について(市議会へ提出する諮問に含まれる個人情報の外部提供について)	承認
21	平成31年3月6日	市長 (行政管理課)	個人情報の外部提供に関する事前一括承認基準について	承認
22	令和2年1月29日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価者の第三者点検について(住民基本台帳に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認